

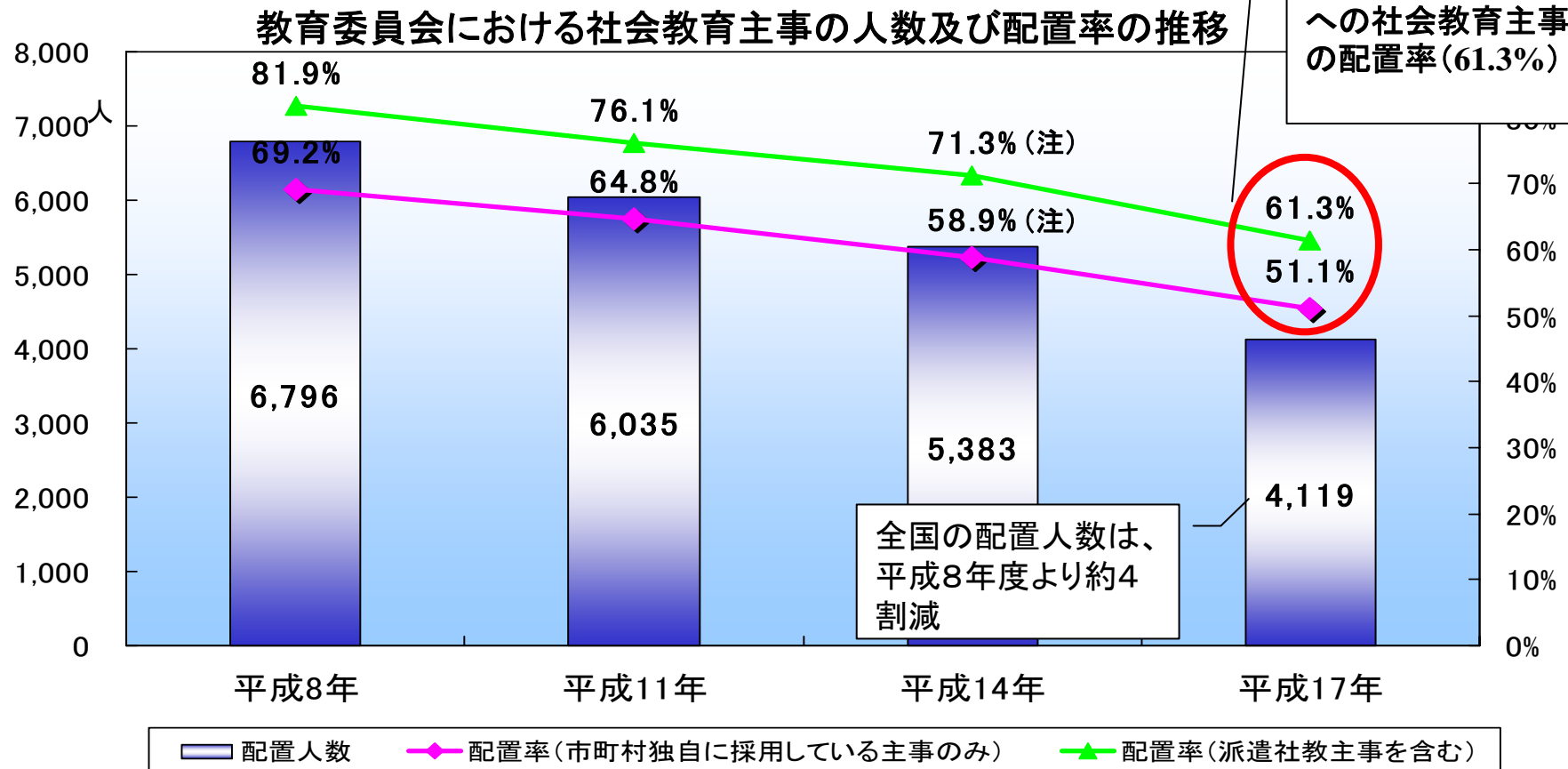
社会教育法制の検討に当たっての 関連資料

社会教育主事の配置状況(1)

【社会教育主事の役割】

○都道府県及び市町村の教育委員会事務局に置かれる専門的職員(社会教育法第9条の2、第9条の3)

市町村における社会教育主事の配置率は、年々降下



※ 配置率のうち、(注)のデータは、平成13年5月1日現在の数字

社会教育主事の配置状況(2)

人口が多い市区町村では、社会教育主事の配置率は高いが、人口の少ない市町村では配置率が低い傾向がある

人口規模別の社会教育主事配置率の比較

区分	市町村 教育委員会数	社会教育主事を置 く教育委員会	社会教育主事・派遣社会 教育主事を置く教育委員会
総数	2,524	51.1%	61.3%
<u>50万人以上</u>	31	74.2%	80.6%
<u>30万人以上50万人未満</u>	47	63.8%	68.1%
<u>10万人以上30万人未満</u>	179	64.2%	70.4%
5万人以上10万人未満	258	55.8%	65.1%
3万人以上 5万人未満	276	53.6%	67.0%
1万5千人以上 3万人未満	413	50.6%	63.2%
<u>8千人以上1万5千人未満</u>	466	53.4%	66.3%
<u>5千人以上8千人未満</u>	324	51.9%	62.0%
<u>5千人未満</u>	394	49.0%	57.1%

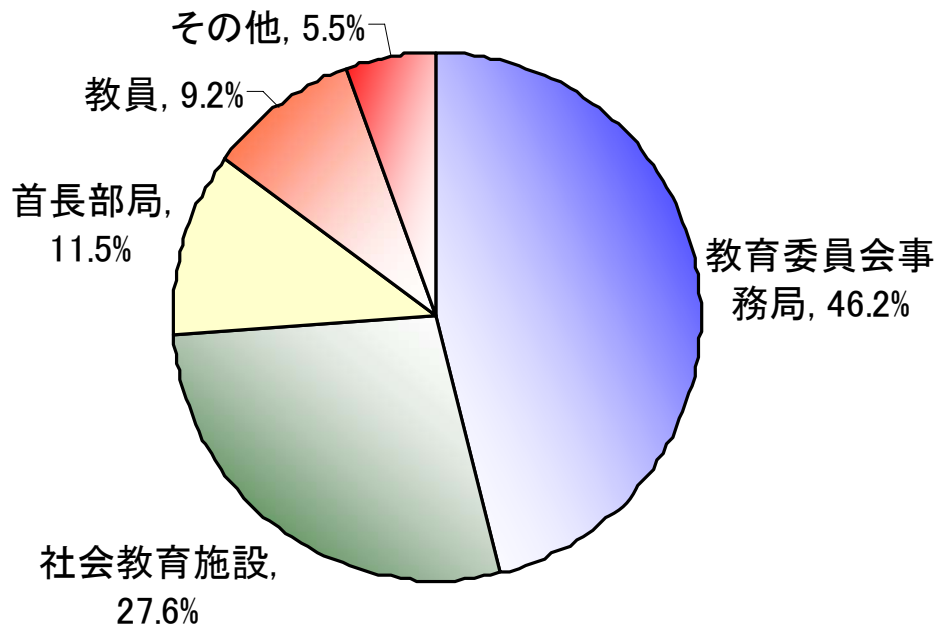
配置率が高い傾向

配置率が低い傾向

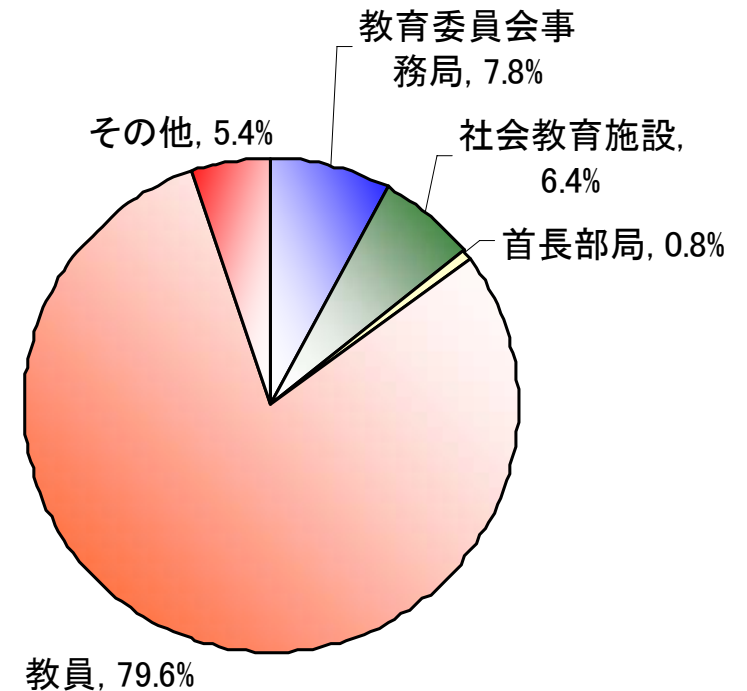
社会教育主事の前職

市町村の社会教育主事は行政官出身が多い。都道府県の社会教育主事は教員出身が多い。

市町村の社会教育主事の前職



都道府県の社会教育主事の前職

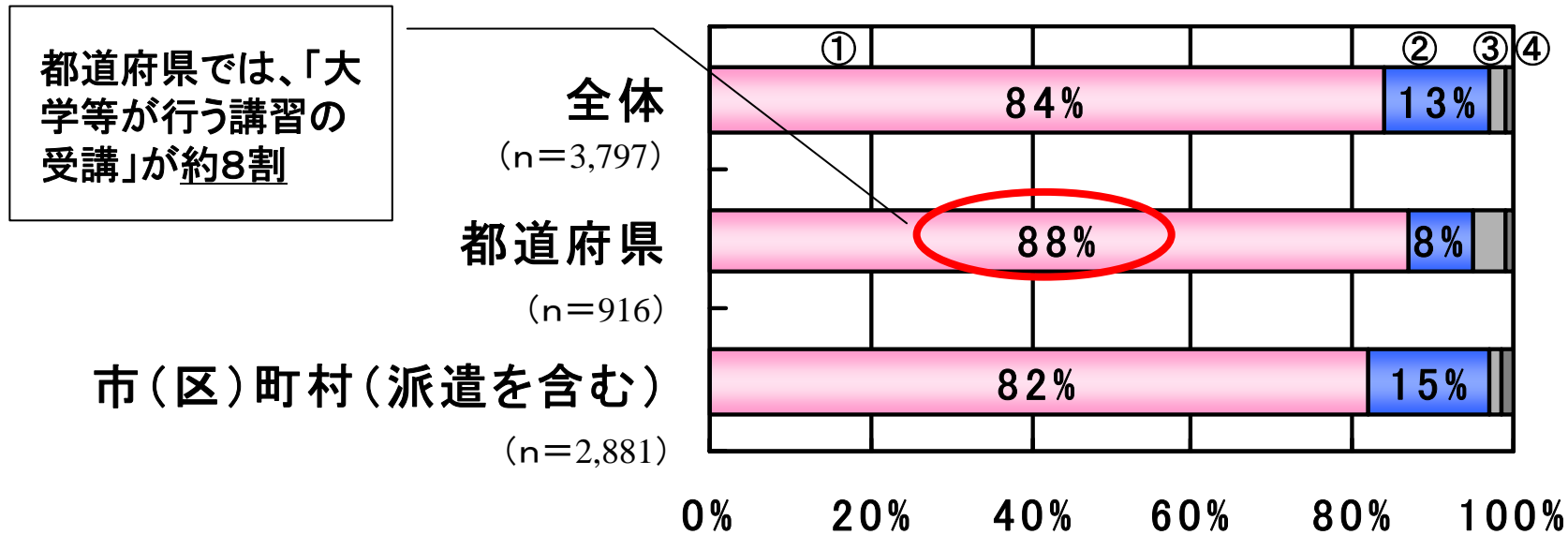


資料：「社会教育主事の職務等に関する実態調査報告書」(平成17年度社会教育活動の実態に関する基本調査事業、国立教育政策研究所社会教育実践研究センター)

社会教育主事の資格取得

○ 社会教育主事となるための資格取得についてみると、「大学が行う講習の受講」が最も多く(69%)、次いで「社会教育実践研究センターが行う講習」(15%)、「大学で単位取得、1年以上社会教育主事補等で勤務して」(13%)となっている。

社会教育主事となるための資格の取得方法

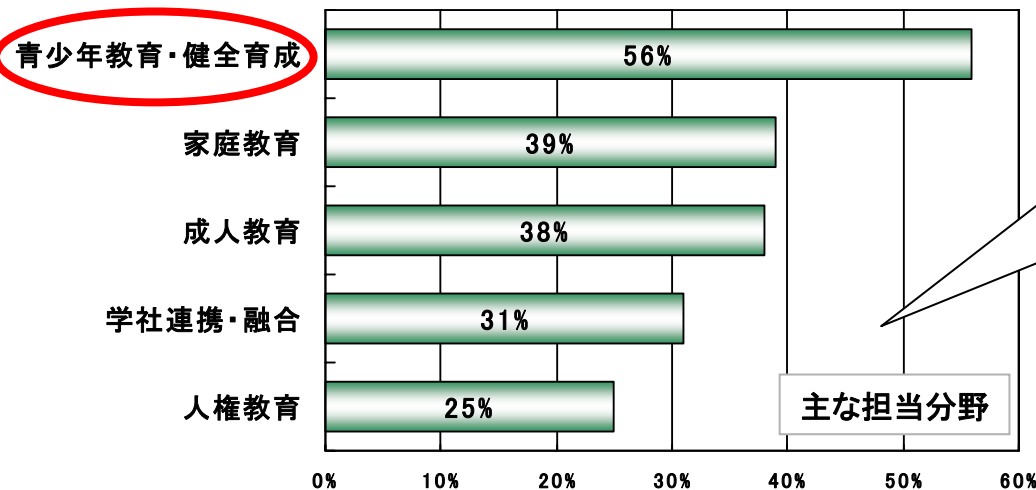
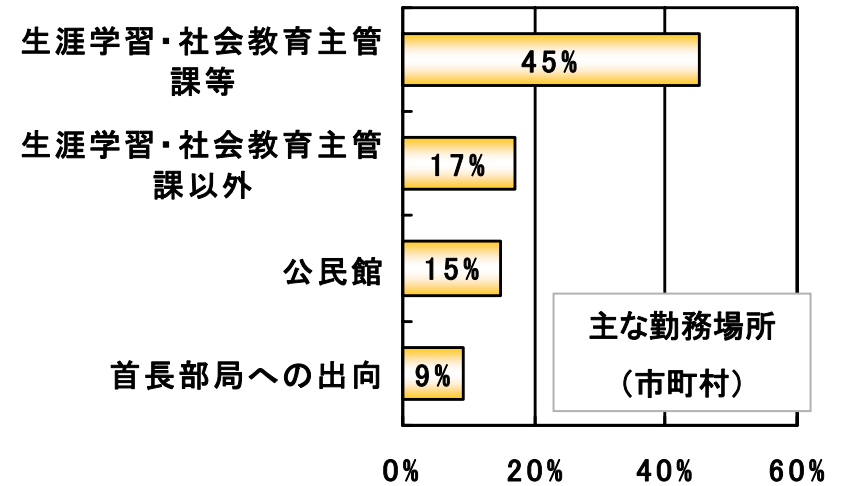
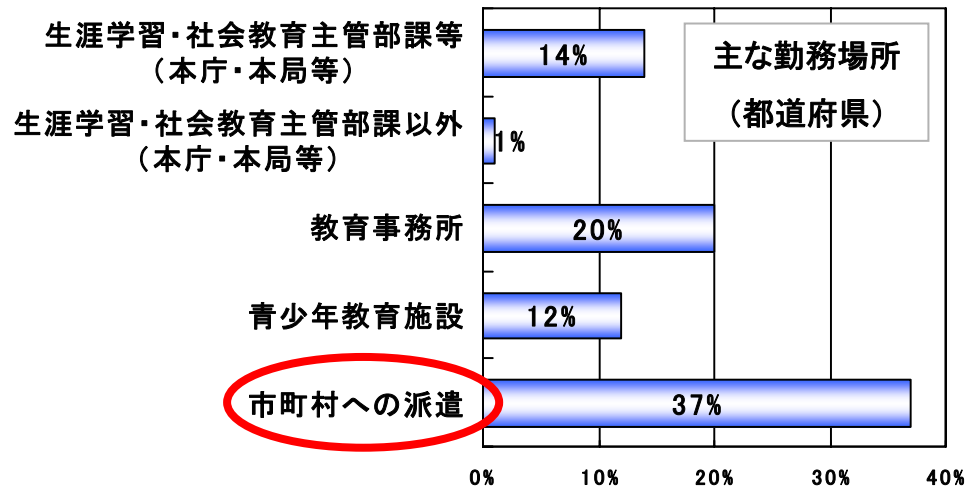


- ① □ 大学等が行う社会教育主事講習を受講して
- ② ■ 大学で単位取得、1年以上主事補等で勤務して
- ③ ■ その他
- ④ ■ 無回答

資料: 「社会教育主事の職務等に関する実態調査報告書」(平成17年度社会教育活動の実態に関する基本調査事業、国立教育政策研究所社会教育実践研究センター) 5

社会教育主事の勤務場所と職務内容

- 社会教育主事の勤務場所は、都道府県では「市町村への派遣」が最も多く(37%)、次いで「教育事務所」、「生涯学習・社会教育主管部課等」となっている。市(区)町村では、「生涯学習・社会教育主管課等」が最も多く(45%)、次いで「生涯学習・社会教育部課以外」、「公民館」となっている。
- 現在担当している主な職務内容や分野は、「青少年教育・健全育成」が56%であり、「家庭教育」(39%)、「成人教育」(38%)、「成人教育」(38%)がそれにつぐ。



その他の分野として、「社会体育・生涯スポーツ」(24%)、「芸術・文化」(24%)、「高齢者教育」(22%)、「ボランティア」(21%)、「女性教育」(21%)、「まちづくり・地域振興」(20%)、「野外教育」(16%)等が続く。

資料:「社会教育主事の職務等に関する実態調査報告書」(平成17年度社会教育活動の実態に関する基本調査事業、6 国立教育政策研究所社会教育実践研究センター)

社会教育主事に求められる能力、専門性

【社会教育主事の職務】

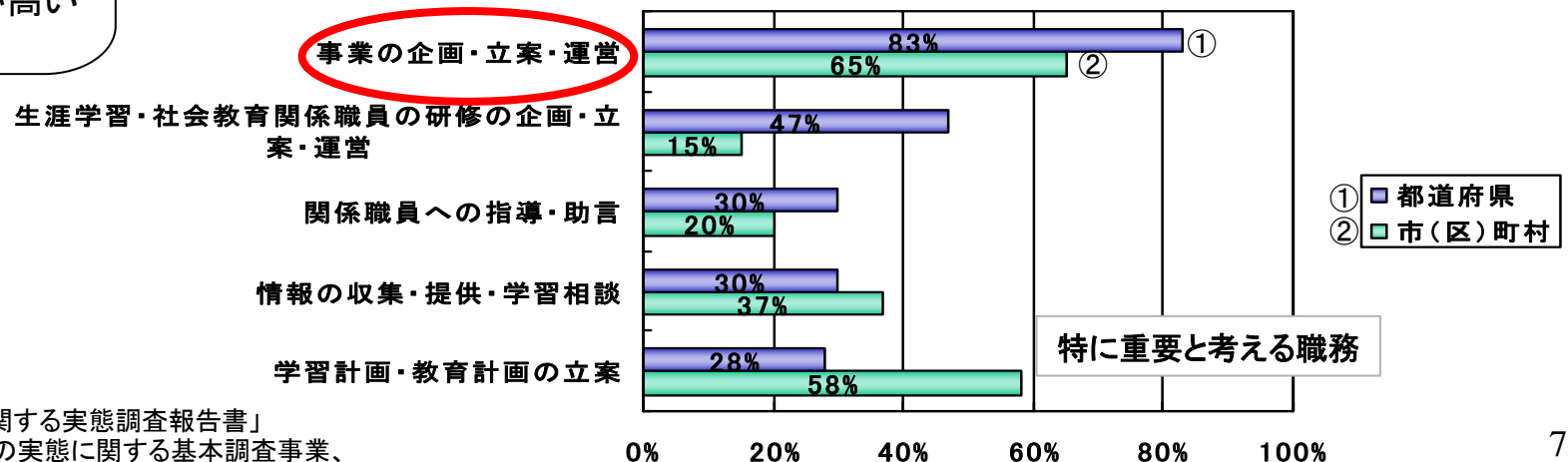
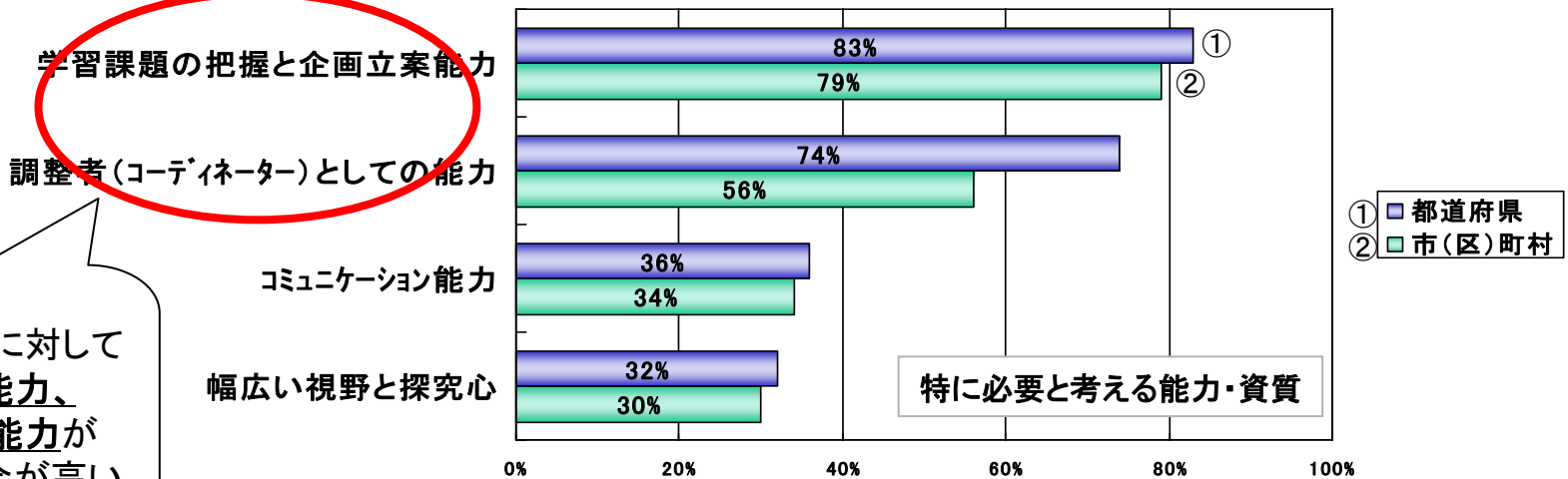
○社会教育を行う者に専門的技術的な助言と指導を与える(社会教育法第9条の4)

教育委員会として、

○ 社会教育主事に求められる能力は、都道府県、市(区)町村ともに、「学習課題の把握と企画立案能力」がもっとも多く、次いで「調整者(コーディネーター)としての能力」、「コミュニケーション能力」となっている。

○ 特に重要と考えられている職務としては、「事業の企画・立案・運営」である。

社会教育主事に対しては、企画立案能力、コーディネート能力が求められる割合が高い



資料:

「社会教育主事の職務等に関する実態調査報告書」
(平成17年度社会教育活動の実態に関する基本調査事業、
国立教育政策研究所社会教育実践研究センター)

派遣社会教育主事に関する現状等

派遣社会教育主事とは、市町村教育委員会の求めに応じて、都道府県教育委員会から市町村に派遣される社会教育主事のことをいう。現在、32の道府県で派遣社会教育主事制度を実施し、市町村に社会教育主事を派遣している。

都道府県における派遣社会教育主事制度の有無

有 (3 2 道 府 県)	無 (1 5 都 府 県)
北海道、青森、岩手、宮城、秋 田、山形、福島、茨城、群馬、 埼玉、千葉、富山、石川、福井、 岐阜、静岡、愛知、三重、滋賀、 京都、兵庫、奈良、和歌山、鳥 取、島根、岡山、広島、山口、 徳島、香川、佐賀、長崎	栃木、東京、神奈川、新潟、山 梨、長野、大阪、愛媛、高知、 福岡、熊本、大分、宮崎、鹿 島、沖縄

<財政的措置の経緯>

昭和49年度 給与費補助による都道府県に対する国庫補助制度開始

昭和60年度 交付金制度に改正し、「社会教育指導事業交付金」により、

必要経費の一部を交付

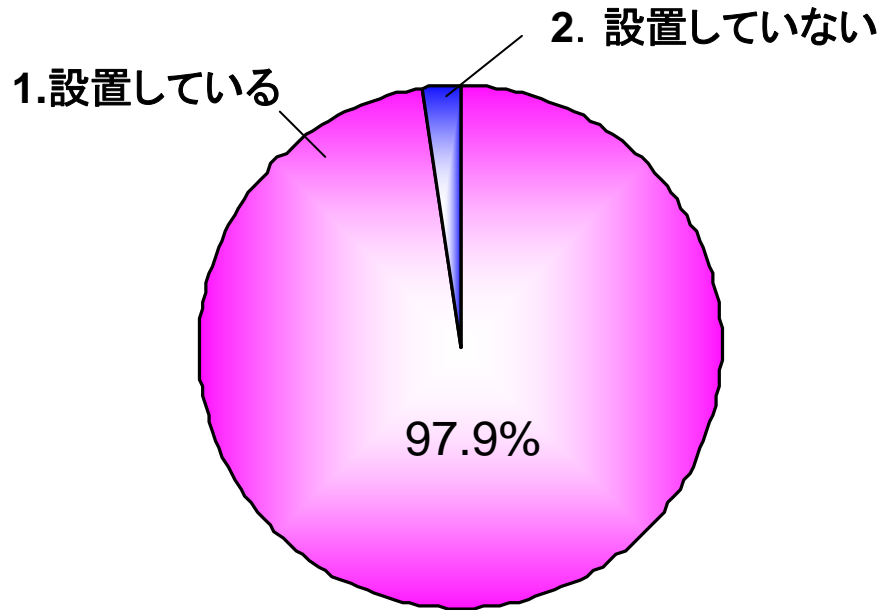
(平成9年度限りで「社会教育指導事業交付金」廃止)

平成10年度 一般財源化し、地方交付税にて措置

都道府県における社会教育委員の会議の活動状況

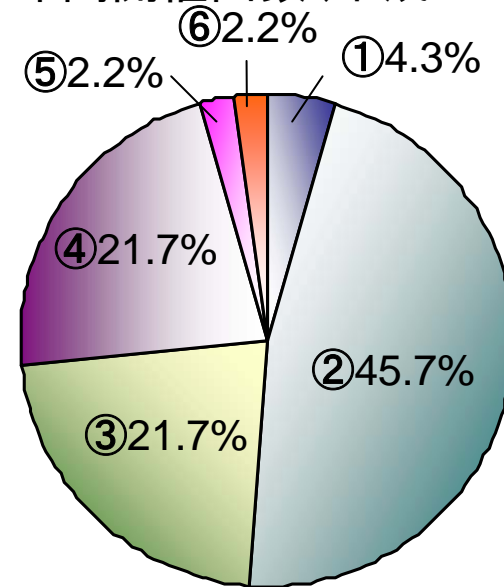
会議の設置率は高いが、活動状況は年2回以下の都道府県が約半数。

社会教育委員の会議の設置状況



■ 1. 設置している ■ 2. 設置していない

会議の年間開催回数(平成17年度間)



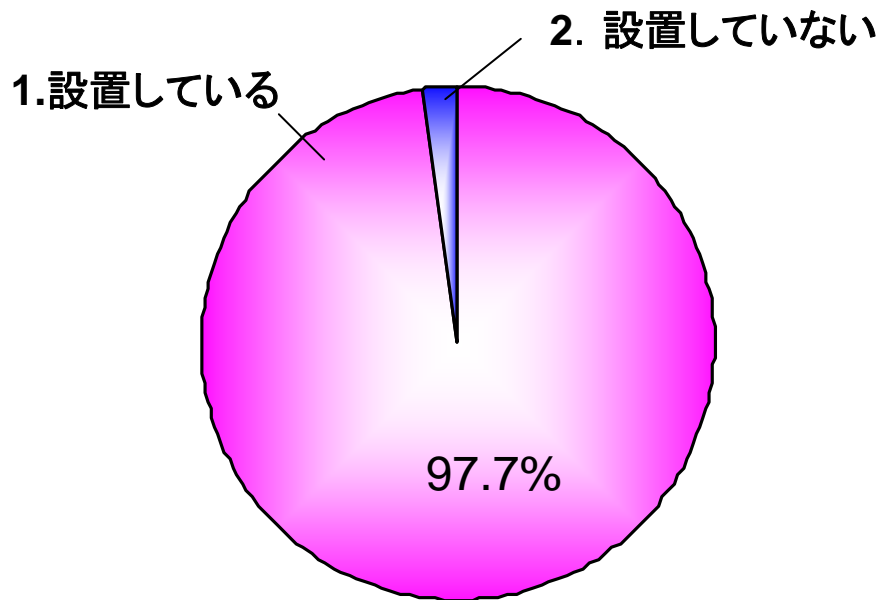
① 年1回 ② 年2回 ③ 年3回
④ 年4~5回 ⑤ 年6回以上 ⑥ 開催なし

※ 平成15年度間~平成17年度間に政策提言を行った社会教育委員の会議のある都道府県は全体の68.1%。

市町村における社会教育委員の会議の活動状況

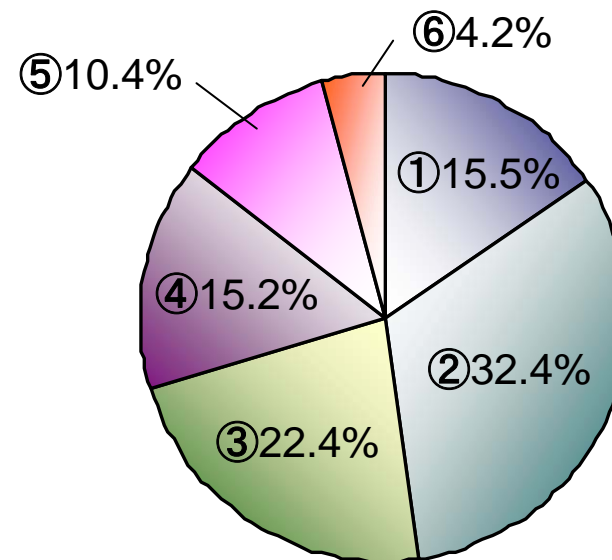
会議の設置率は高いが、活動状況は年2回以下の市町村が約半数。

社会教育委員の会議の設置状況



■ 1. 設置している ■ 2. 設置していない

会議の年間開催回数(平成17年度間)



① 年1回 ② 年2回 ③ 年3回
④ 年4～5回 ⑤ 6回以上 ⑥ 開催なし

※ 平成15年度間～平成17年度間に政策提言を行った社会教育委員の会議のある市町村は全体の33.5%。

社会教育法第13条の要件緩和に関する自治体の要望

社会教育法第13条については、特区提案等において規制緩和の要望がなされている。

要望の時期	要望主体	要望の内容	これまでの対応
構造改革特別区域 第4次提案 (平成15年11月)	草加市	社会教育法第13条に基づく社会教育委員の会議の意見を聴く必要を無くす特区の提案	「社会教育法第13条の柔軟な運用について」(平成19年1月29日)により、「社会教育分野の審議会に社会教育委員が参画する形態も含まれるような柔軟な運用が可能となるよう」通知した。
構造改革特別区域 第9次提案 (平成18年6月)	三鷹市	社会教育法第13条に基づく意見聴取の対象を社会教育分野の審議会に社会教育委員が参画する形態にまで緩和する特区の提案	

社会教育施設

社会教育施設は、人々の社会教育活動を推進する目的で設置された教育機関であり、社会教育活動の内容や方法が多様であるのに対応して多種にわたっている。また、設置者は地方公共団体だけではなく、民間団体等もあり、施設の利用範囲も近隣住区を中心とするものから、より広域的なものまで様々である。

主な社会教育施設

公民館(社会教育法第20条)

市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

図書館(図書館法第2条)

図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする。

博物館(博物館法第2条)

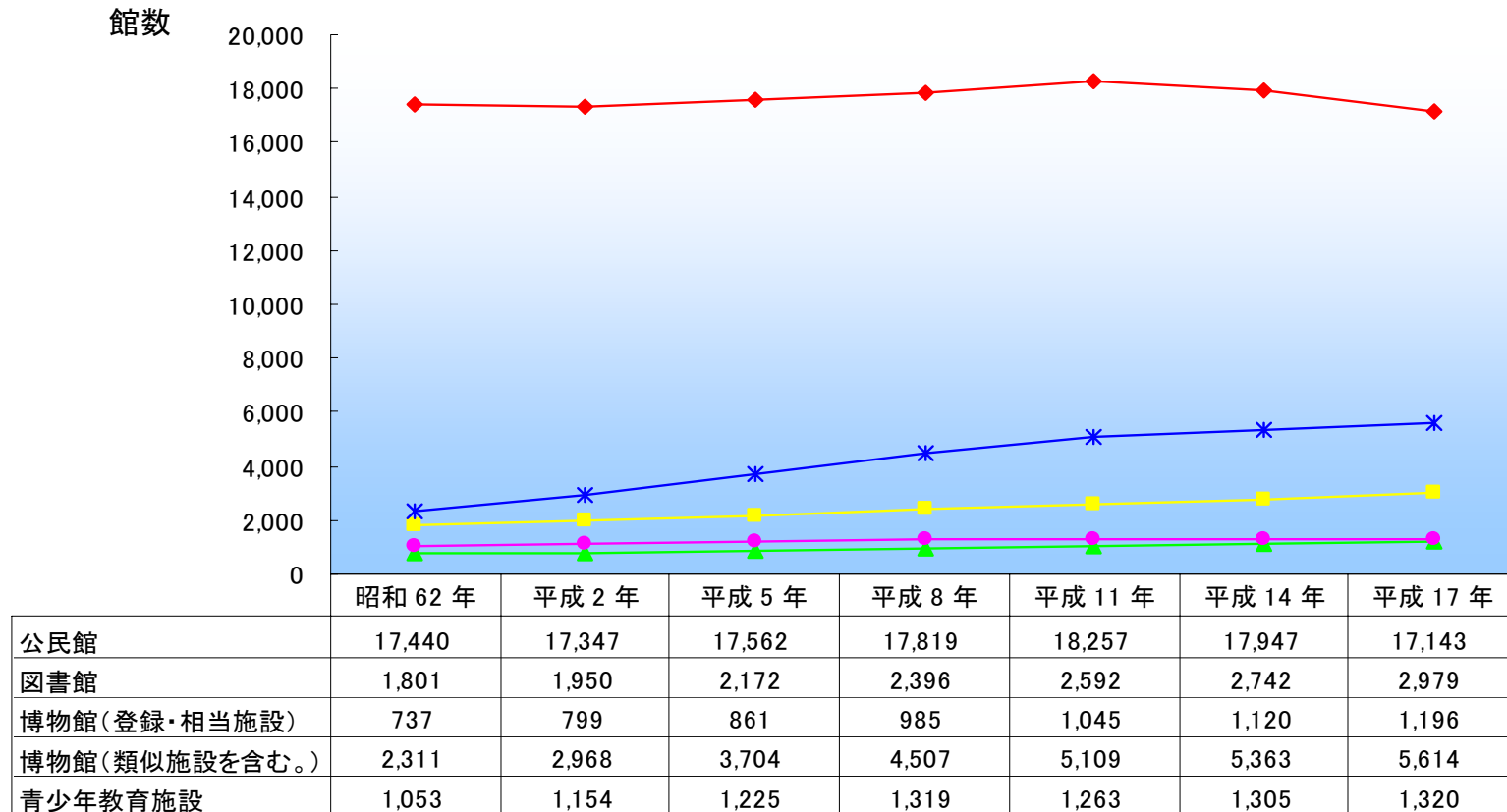
歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管(育成を含む)し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、あわせてこれら資料に関する調査研究を行うことを目的とする。

その他の社会教育施設として、青少年教育施設、女性教育施設、社会体育施設等がある。

社会教育施設数の推移

公民館は微減の傾向。図書館、博物館は堅調に増加するも伸び率は低下。

主な社会教育施設の数

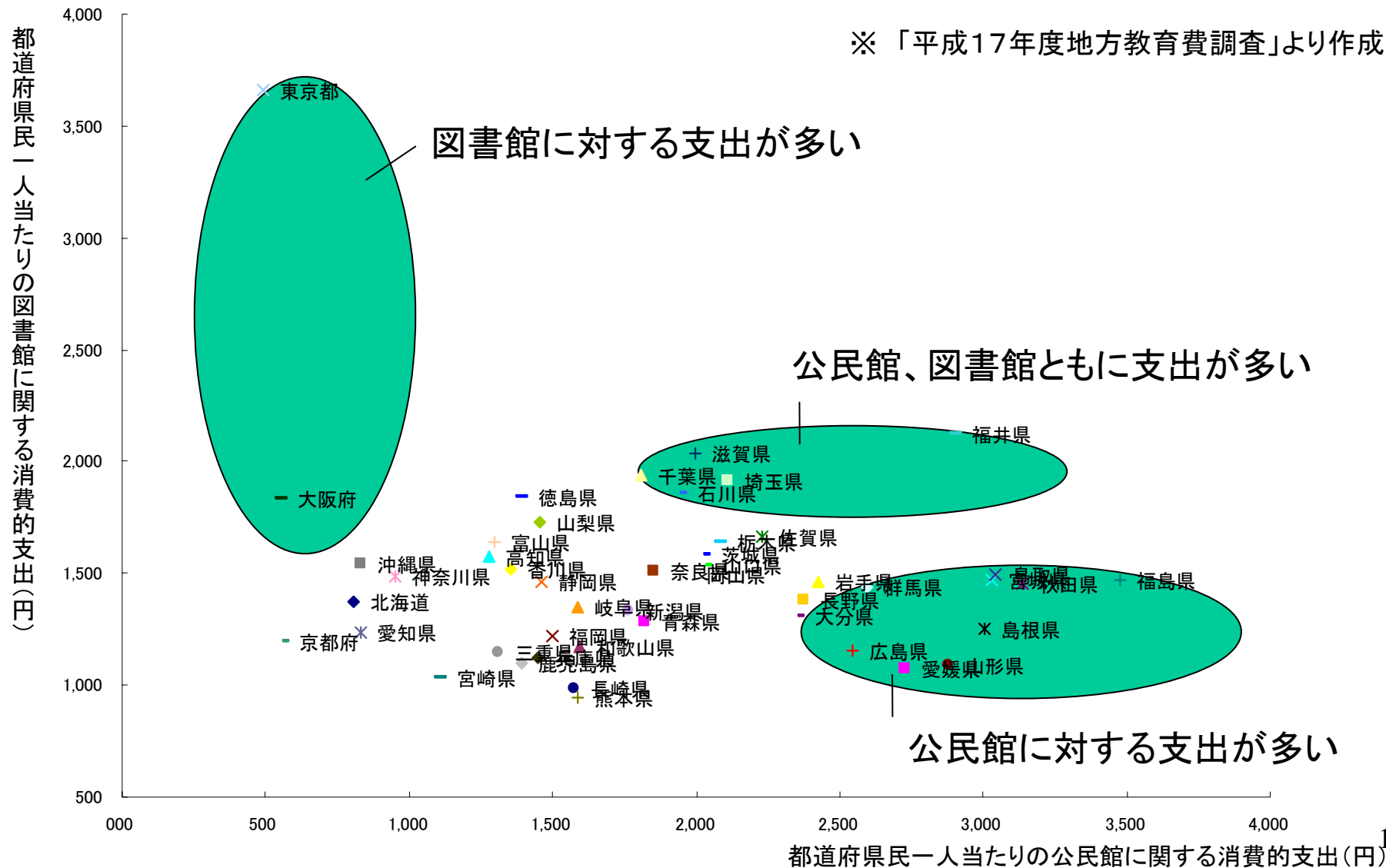


◆ 公民館 ■ 図書館 ▲ 博物館(登録・相当施設) * 博物館(類似施設を含む。) ● 青少年教育施設

資料:「社会教育調査」(文部科学省)より作成。

社会教育に関する取組の地域差

東北や中国で公民館に関する消費的支出が多い。3大都市圏や北海道、沖縄では少ない。福井、石川、埼玉、千葉等は、公民館、図書館ともに支出が多い。



公立施設における指定管理者制度の導入状況

公民館や図書館に比べ、博物館における指定管理者制度の導入が多くなっている。

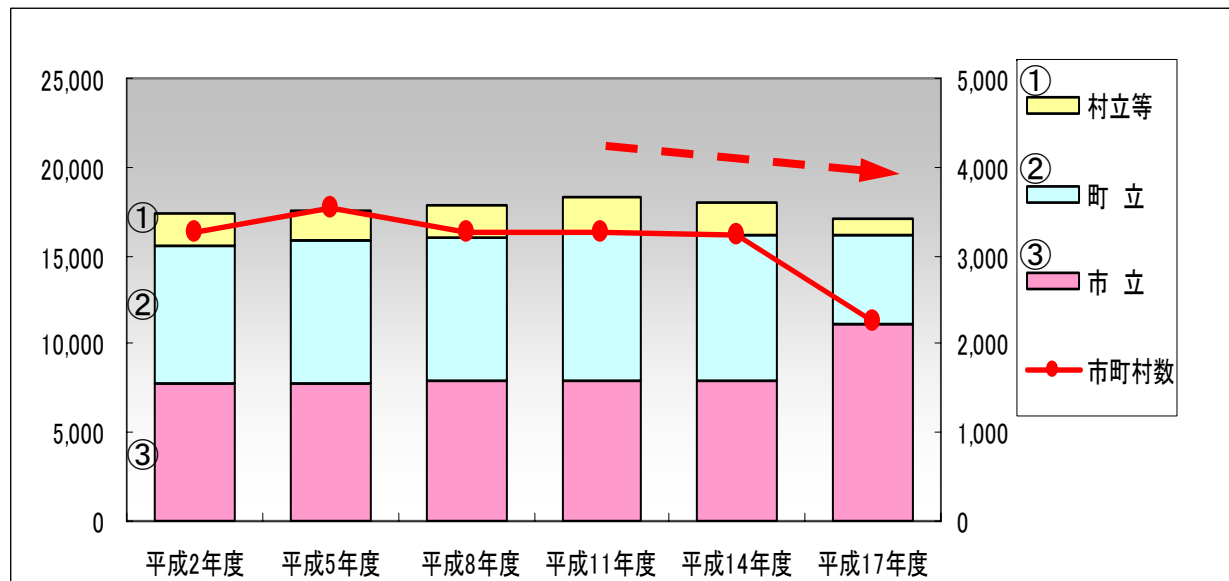
	総数 (全国)	うち指定管 理者※	割合
公立公民館	17,134	574	3.3%
公立図書館	2,955	54	1.8%
公立博物館	667	93	13.9%

※指定管理者には、管理受託者を含む。

資料：平成17年度「社会教育調査」(文部科学省)

公民館数

公民館数は年々減少し、平成17年度には、約17,000館となっている。

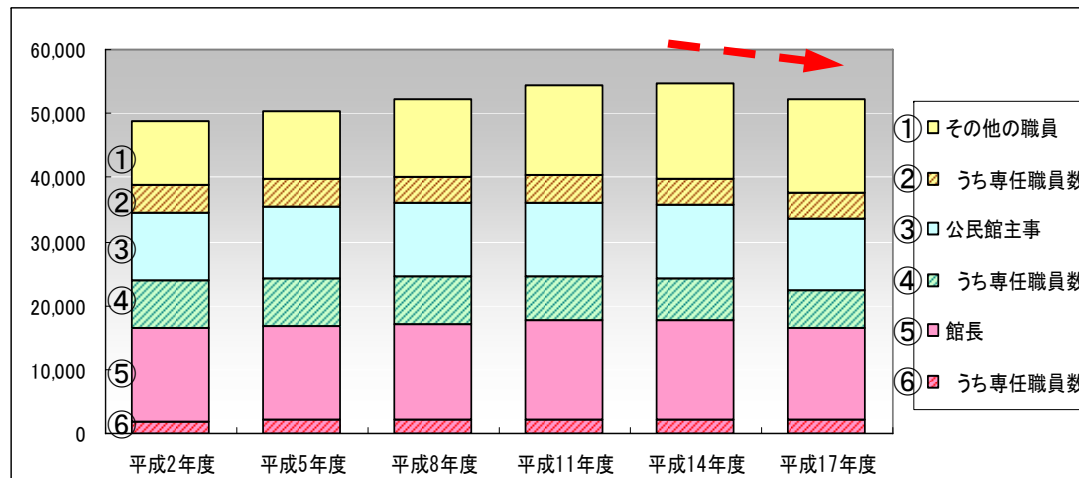


区分	平成2年度	平成5年度	平成8年度	平成11年度	平成14年度	平成17年度
市立	7,749	7,818	7,964	7,944	7,977	11,167
町立	7,823	7,979	8,049	8,383	8,144	5,046
村立等	1,775	1,765	1,806	1,930	1,826	930
合計	17,347	17,562	17,819	18,257	17,947	17,143
市町村数	3,268	3,528	3,255	3,252	3,241	2,248

資料:平成17年度「社会教育調査」(文部科学省)より作成。¹⁶

公民館の職員数

公民館の職員数は、年々減少し、平成17年度には約5万2千人となっており、1館当たりの平均職員数は約3.0人となっている。

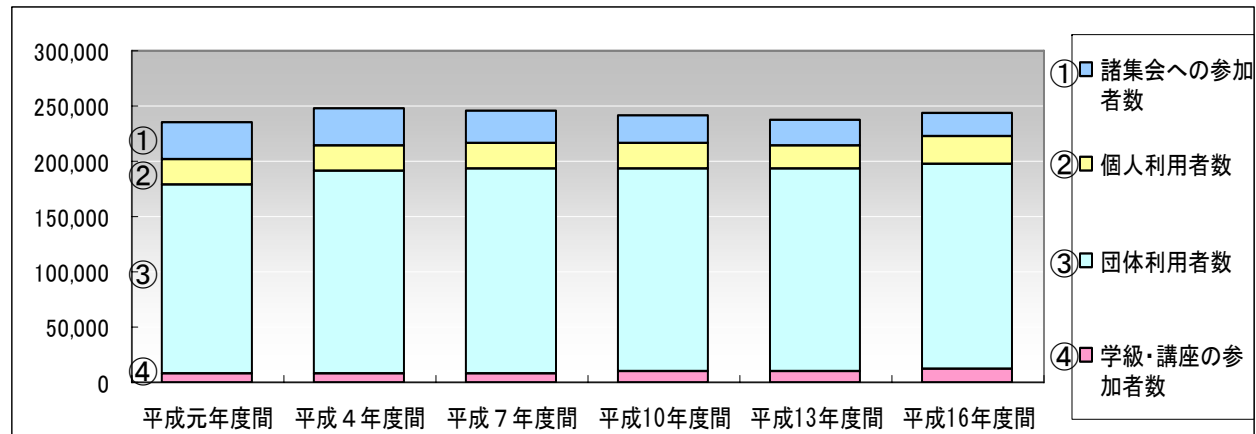


区 分	平成 2 年度	平成 5 年度	平成 8 年度	平成11年度	平成14年度	平成17年度
館長	16,559	16,690	16,948	17,683	17,588	16,486
(うち専任職員数)	(1,965)	(2,089)	(2,148)	(2,263)	(2,250)	(2,223)
公民館主事	18,000	18,802	19,030	18,484	18,099	17,127
(うち専任職員数)	(7,248)	(7,609)	(7,489)	(6,954)	(6,546)	(5,760)
その他の職員	14,163	15,019	16,346	18,122	18,909	18,617
(うち専任職員数)	(4,426)	(4,211)	(4,114)	(4,228)	(4,119)	(3,999)
合 計	48,722	50,511	52,324	54,289	54,596	52,230
(うち専任職員数)	(13,639)	(13,909)	(13,751)	(13,445)	(12,915)	(11,982)

資料:平成17年度「社会教育調査」(文部科学省)より作成。

公民館の利用者数

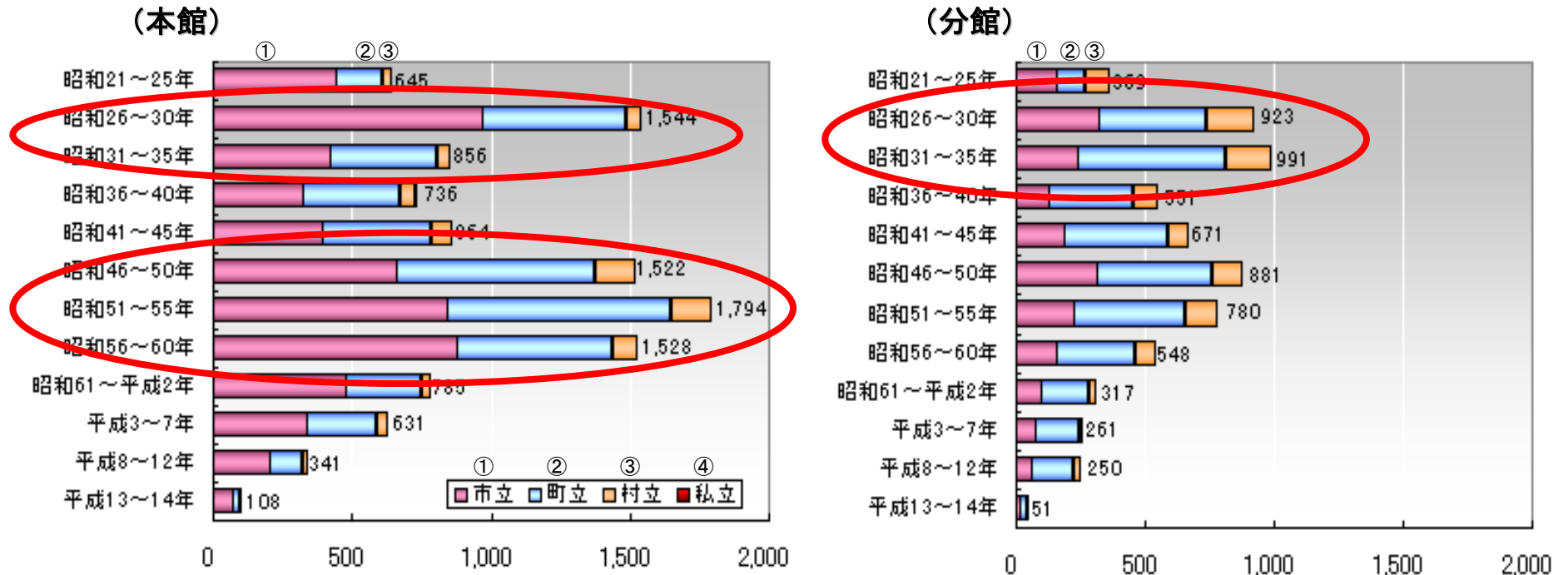
平成16年度間における公民館の利用者総数は、約2億4千万人となっており、国民一人当たり年間約2回公民館を利用している。



区 分	平成元年度間	平成4年度間	平成7年度間	平成10年度間	平成13年度間	平成16年度間
学級・講座の参加者数	7,632,046	8,732,654	8,682,583	9,617,393	10,634,061	12,449,303
団体利用者数	170,942,354	182,477,153	184,423,494	183,715,766	182,960,077	185,450,559
個人利用者数	23,387,121	23,901,707	23,021,462	22,401,104	20,400,781	25,750,937
諸集会への参加者数	32,936,060	32,128,900	29,992,500	25,495,059	24,294,564	20,698,418
合 計	234,897,581	247,240,414	246,120,039	241,229,322	238,289,483	244,349,217

設置年別公民館数

昭和60年以前に設置された公民館は、本館では9,489館(83.6%)、分館では5,714館(86.7%)となっている。



青少年教育施設数

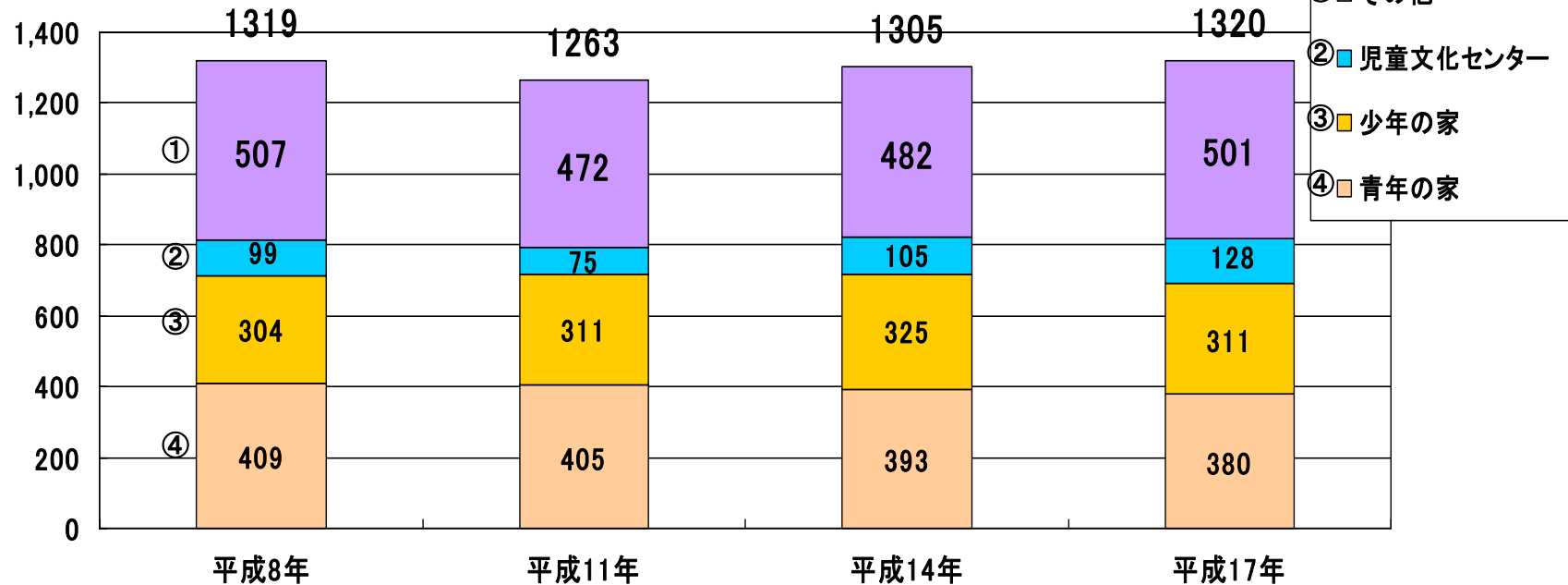
平成8年以降、公立の青少年教育施設は、だいたい1,300施設で推移している。

○国立青少年教育施設

オリンピック記念青少年総合センター……1
 青少年交流の家……13
 青少年自然の家……14

28施設

○公立青少年教育施設



資料：平成17年度「社会教育調査」(文部科学省)より作成。

青少年教育施設の職員数

1施設あたりの平均職員数は、約3.1人である。

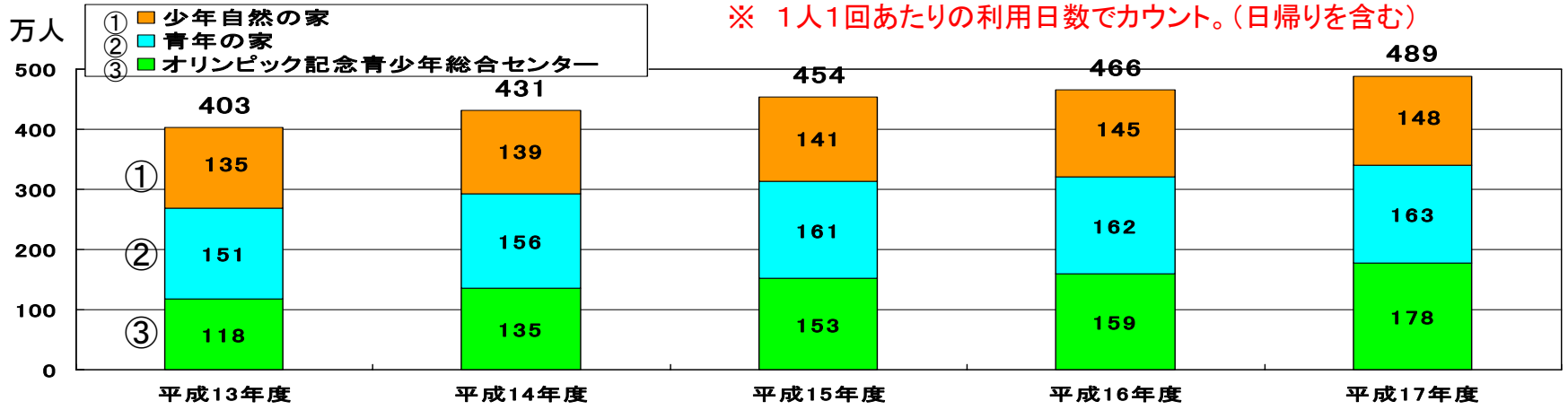
	青年の家	少年の家	児童文化センター	その他	合計
国立	307人	264人	-	-	571人
公立	1,274人	1,253人	285人	864人	3,676人
合計	1,581人	1,517人	285人	864人	4,247人

資料:平成17年度「社会教育調査」(文部科学省)より作成。

青少年教育施設の利用者数

国立施設・公立施設いずれも、利用者が漸増しており、
年間の1施設あたりの利用者数は、国立で17万人、公立で約1.6万人である。

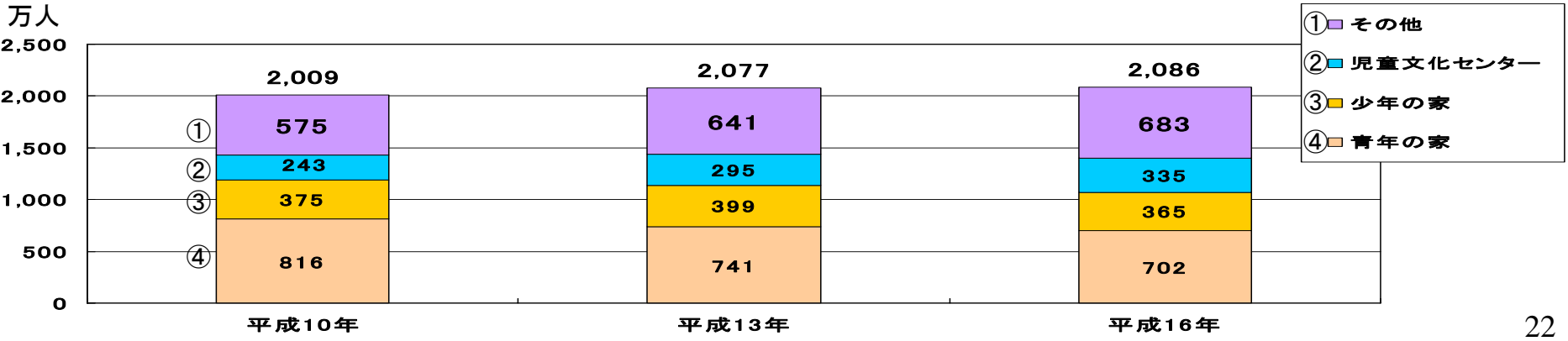
○国立青少年教育施設の利用者数の推移



「国立青少年教育振興機構調べ」

○公立青少年教育施設の利用者数の推移

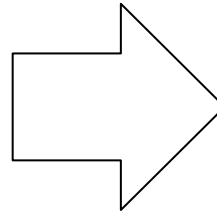
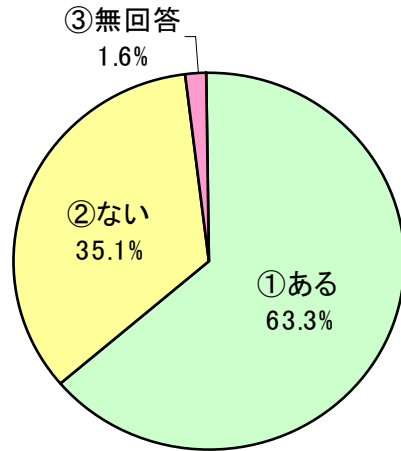
※ 1人1回の利用を1人とカウント。(日帰りを含む)



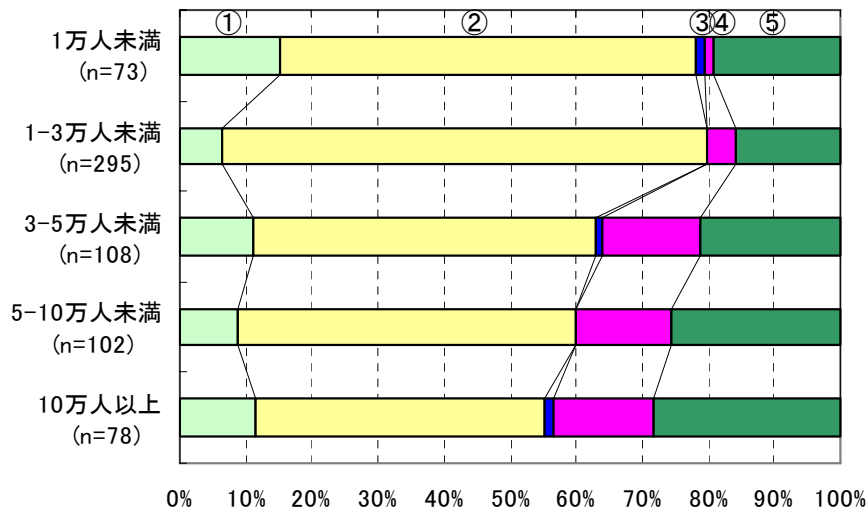
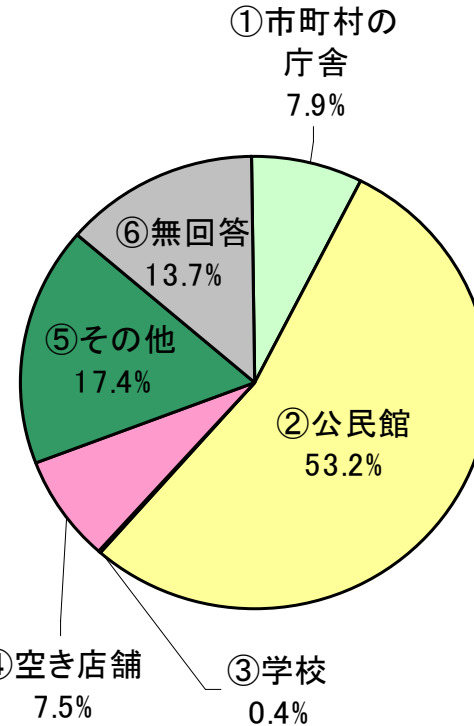
「社会教育調査報告書」(文部科学省)より

まちづくりの拠点としての公民館

①公共施設や空き店舗など、まちづくりを行う人たちが集まって交流するための拠点がありますか。
(択一回答 n=1200)



②「ある」と回答された場合、どのような場所を利用されていますか。(択一回答 n=760)



※ 「その他」として回答のあった主なもの；

- コミュニティセンター、地区集会施設
- 商工会館、公共施設の会議室
- 学校跡、旧郵便局など現在使用されていない建物
- 独自の事務所、発起人の家、民間ビルの一室

資料：合併市町村における「テーマの豊かなまちづくり」の展開方策検討調査(平成16年)

□ ①市町村の庁舎 □ ②公民館 ■ ③学校 ■ ④空き店舗 ■ ⑤その他

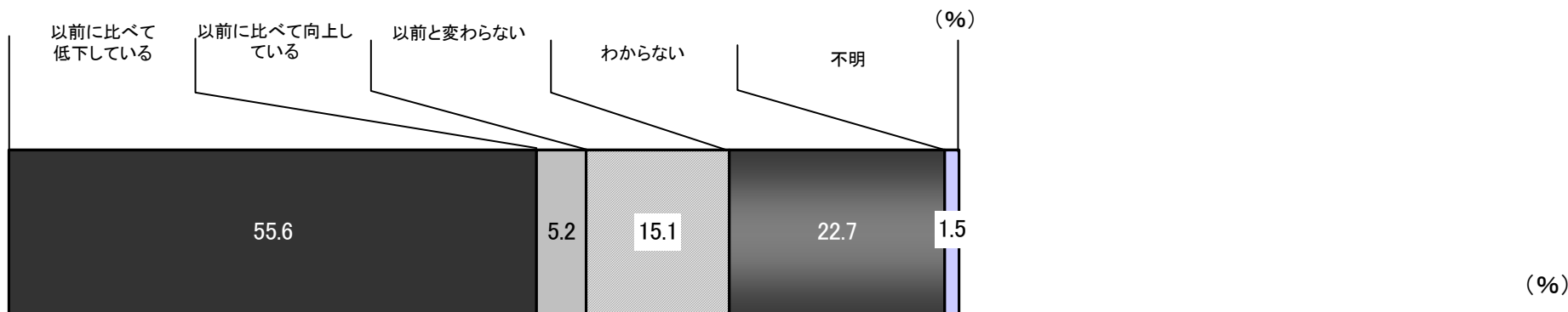
公民館に関する規定の利用状況

社会教育法第33条や第34条等の実際の活用例は非常に少ない。

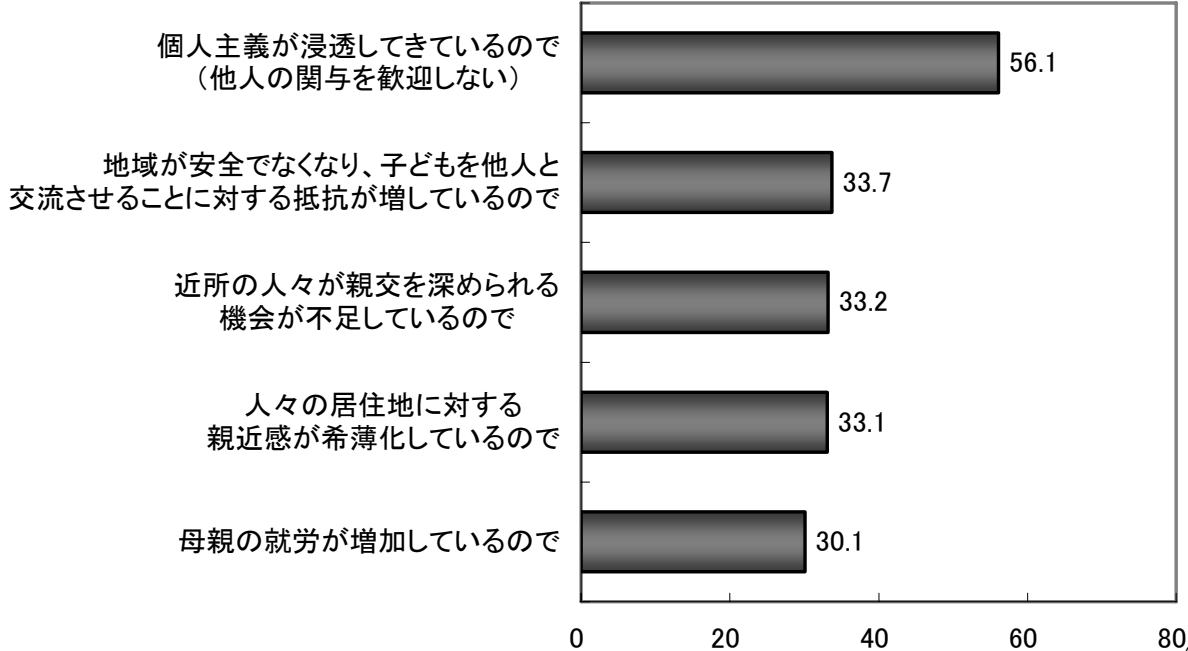
	市区町村数	割合
公民館を設置している市区町村	1,667	90.5%
社会教育法第33条に基づく基金を設けている市区町村	27	1.6%
社会教育法第34条に基づく特別会計を設けている市区町村	7	0.4%

地域の教育力に関する意識

保護者に「地域の教育力」を自身の子ども時代と比較してもらったところ、過半数が「以前に比べて低下している」(55.6%)と回答している。一方、「以前に比べて向上している」(5.2%)、「以前と変わらない」(15.1%)は低い割合にとどまっている。



その理由



資料: 文部科学省委託「地域の教育力に関する実態調査」(平成18年)

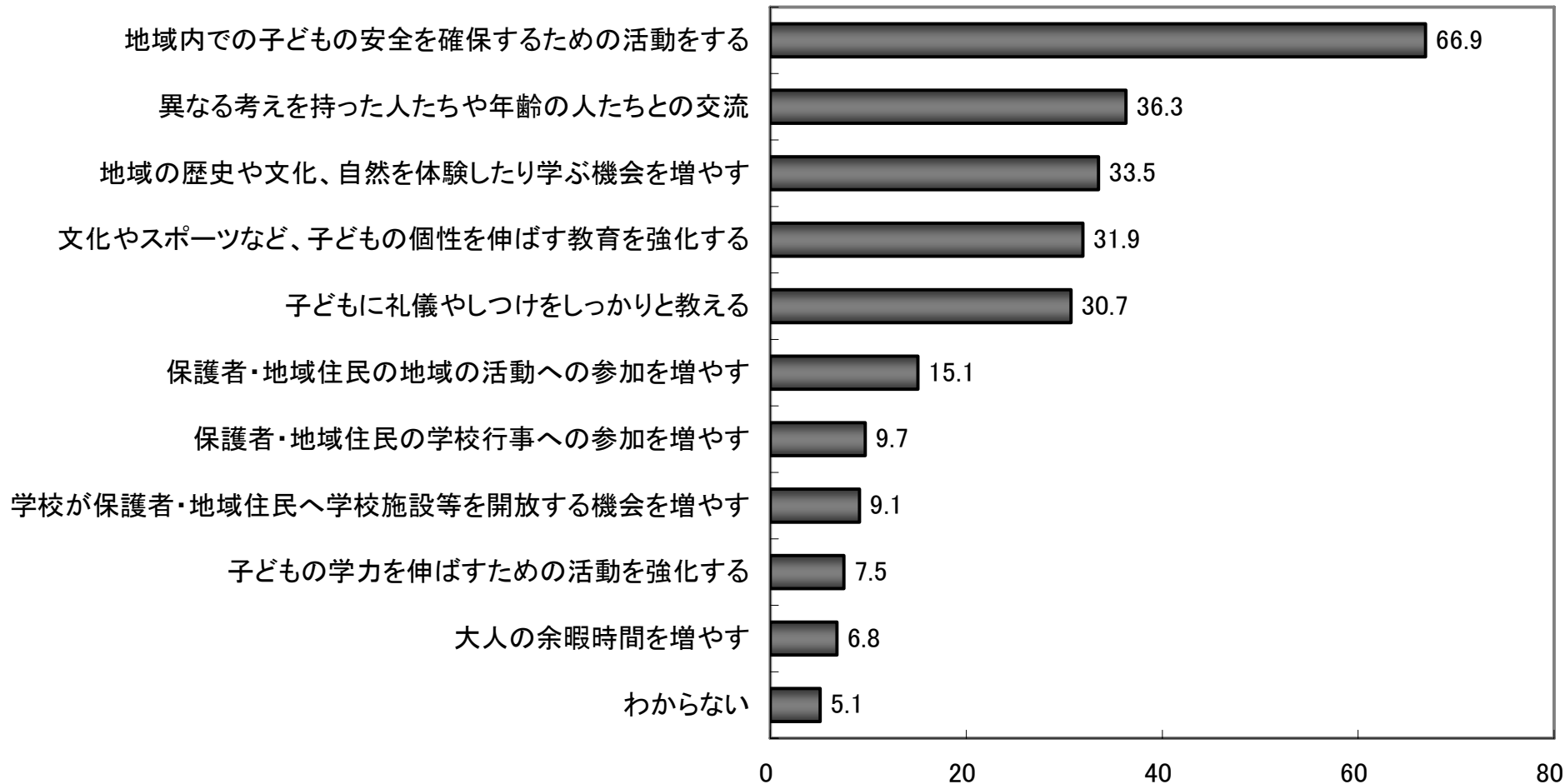
※14項目の中から3つまで選択。上記グラフは上位5項目の回答率。

地域で力を入れるべきこと

「地域内での子どもの安全を確保するための活動をする」(約7割)と最も高い。
→ 保護者は、子どもの安全確保に対する関心はきわめて高い。

子どもが健やかに育まれるために地域で力を入れるべきこと

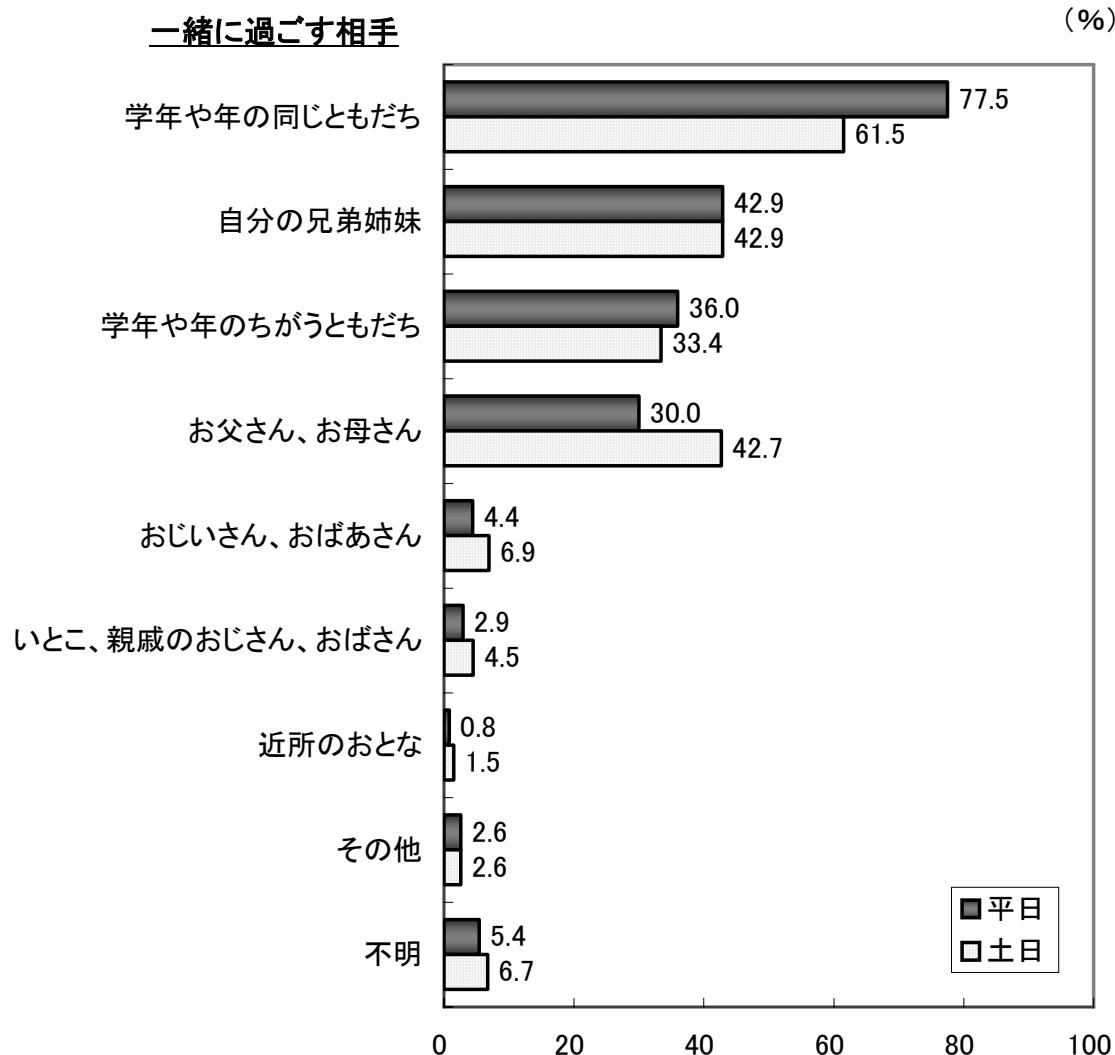
(%)



※上記グラフの項目の中から多いものを3つまで選択。26

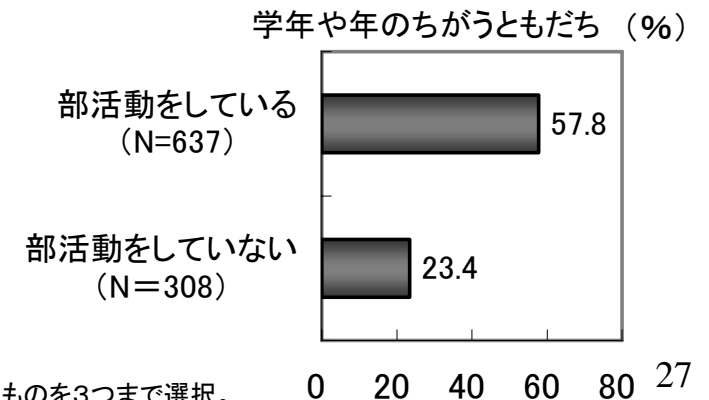
子どもの異年齢とのふれあい状況

放課後、土日ともに「学年や年の同じともだち」が6～7割と最も高い。「学年や年のちがうともだち」は3～4割。 → 子どもは同年齢の友達や家族以外の異世代との交流機会が少ない。



学年別に見ると、学年が上がるにつれ、交流範囲が家族から学校の友達に移行している。また、中学生については、部活動をしている方が「学年や年のちがうともだち」との交流が多い。

部活動(中2)の有無のクロス



資料: 文部科学省委託「地域の教育力に関する実態調査」(平成18年) ※上記グラフの項目の中から多いものを3つまで選択。

地域の人材を学校支援等に活用している特色ある取組例

<p>青森県</p>	<p>子どもたちの教育のため、教育活動や学校環境整備を支援する学校支援ボランティアを推進している。教職員と学校支援ボランティアと一緒に活動することは、学校と家庭・地域の信頼関係を深めることに加え、学校支援ボランティアにとっては、これまで培ってきた知識や技術、経験を発揮する場として生涯学習の機会にもなると考えられている。 (「はじめよう学校支援ボランティア」(県教委作成のハンドブック)等を参照)</p>
<p>大阪府</p>	<p>中学校区毎に「地域教育協議会」(すこやかネット)を設け、家庭教育を含む地域教育活動の活性化や学校教育活動への支援・協力を行なうことを推進している。 (http://www.sukoyakanet.net/sukoyaka/help/等を参照)</p>
<p>杉並区</p>	<p>地域の人たちや大学生等が自らの知識、経験、技能を生かし、学校の求めに応じて授業や部活動などを支える「学校サポーター」の活動を支援している。「学校サポーター」活動を通じて、学校と地域との結びつきを強め、豊かな関係を築くことも目指している。 (http://www.kyouiku.city.suginami.tokyo.jp/learn/supporter.html等を参照)</p>

「地域子ども教室推進事業」の評価について(1)

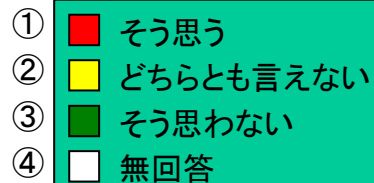
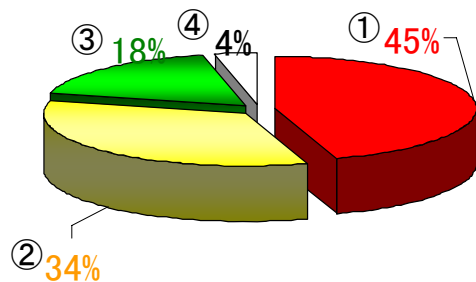
～平成16年度「地域子ども教室推進事業」実施状況調査報告書より～

(1) 地域子ども教室に参加した「子ども」へのアンケート

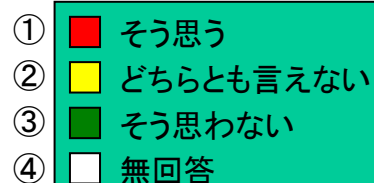
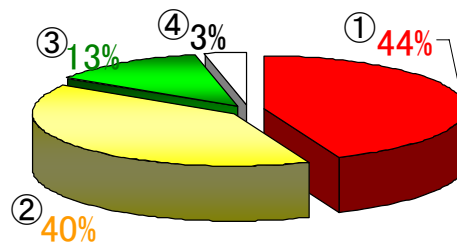
n=3307

あなたは、地域子ども教室に来る前とくらべて、いつもの生活の中で何か変わったことはありますか？

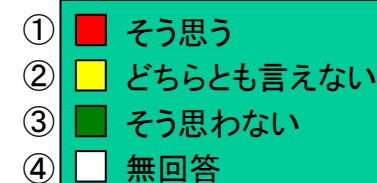
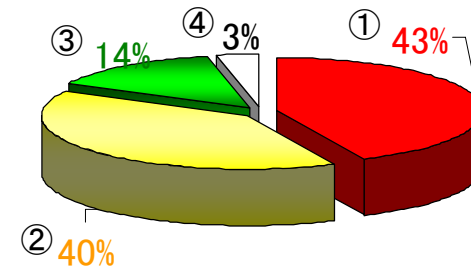
教室のことを家の人と話したり
するようになった



学校に行くのが楽しくなった



地域の大人の人と挨拶をしたり
話をしたりするようになった



家庭・学校・地域において、積極的な態度を見せるきっかけとなっている。

「地域子ども教室推進事業」の評価について(2)

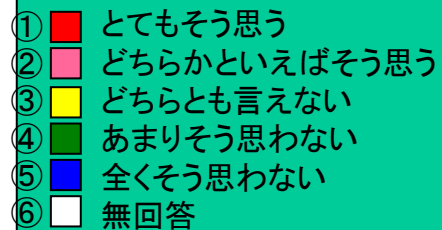
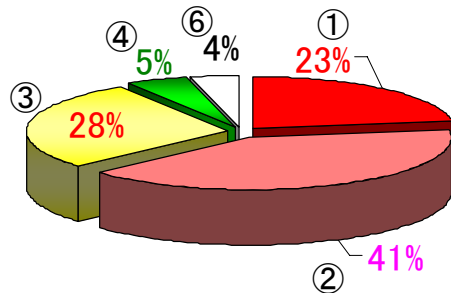
～平成16年度「地域子ども教室推進事業」実施状況調査報告書より～

(2) 地域子ども教室に参加している「子どもの保護者」へのアンケート

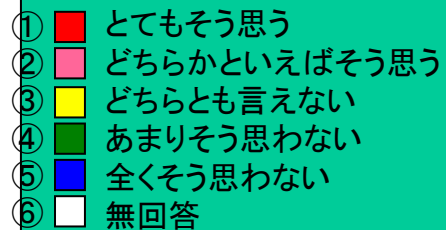
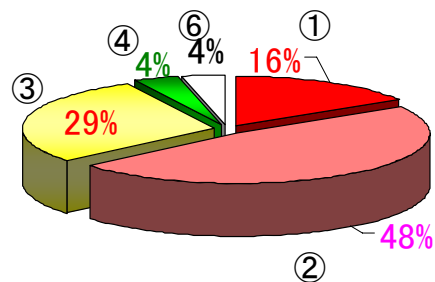
n=1403

お子さんが地域子ども教室に参加してから、どのような点がどれくらい変わったと感じますか？

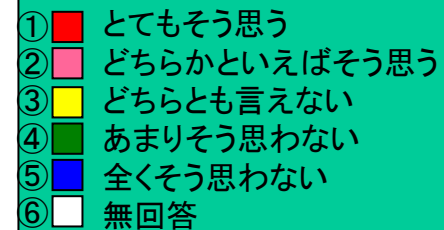
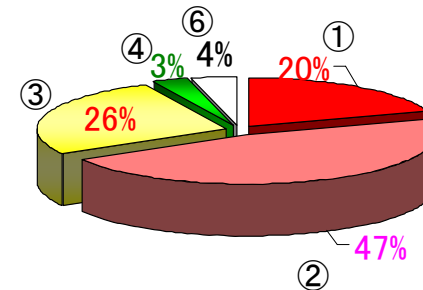
地域の行事に積極的に参加するようになった



地域の大人の人と挨拶をしたり話をしたりするようになった



興味のあることは自分で調べたりするようになった



保護者も地域子ども教室の活動をとおして、子どもの成長を感じている。

「地域子ども教室推進事業」の評価について(3)

～平成16年度「地域子ども教室推進事業」実施状況調査報告書より～

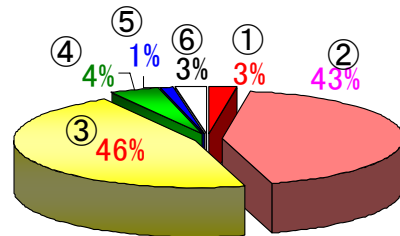
(3) 地域子ども教室の活動場所となっている「学校長」へのアンケート

n=206

地域子ども教室の実施前と実施後と比較して、こどもたちの様子や態度に何か変化は見られましたか？

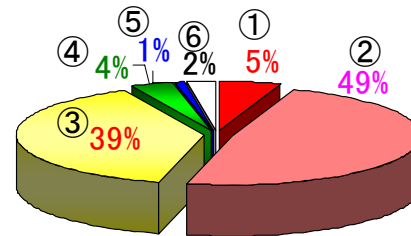
地域子ども教室の実施前と実施後と比較して、保護者や地域の大人の様子や活動に何か変化は見られましたか？

違う学年の友達とよく遊ぶようになったと思う



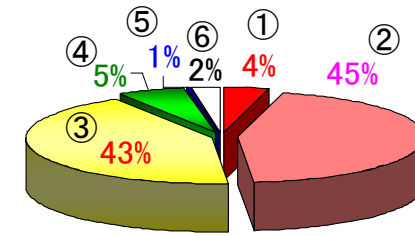
- ① とてもそう思う
- ② どちらかといえばそう思う
- ③ どちらとも言えない
- ④ あまりそう思わない
- ⑤ 全くそう思わない
- ⑥ 無回答

自分より年下の子どもの面倒をよく見るようになった



- ① とてもそう思う
- ② どちらかといえばそう思う
- ③ どちらとも言えない
- ④ あまりそう思わない
- ⑤ 全くそう思わない
- ⑥ 無回答

学校の様々な取組に対して、保護者や地域の協力がより得られるようになった



- ① とてもそう思う
- ② どちらかといえばそう思う
- ③ どちらとも言えない
- ④ あまりそう思わない
- ⑤ 全くそう思わない
- ⑥ 無回答

学校長は地域子ども教室の活動により、子どもや地域の大人の様子などが良い方向に変化していると認識している。

「地域子ども教室推進事業」の評価について(4)

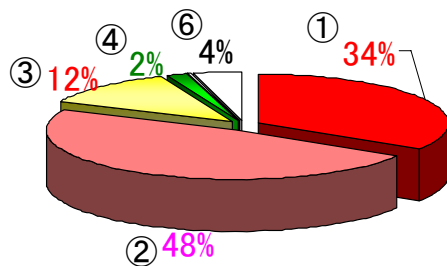
～平成16年度「地域子ども教室推進事業」実施状況調査報告書より～

(4) 地域子ども教室に指導員等として参加した「地域の方々」へのアンケート

n=1089

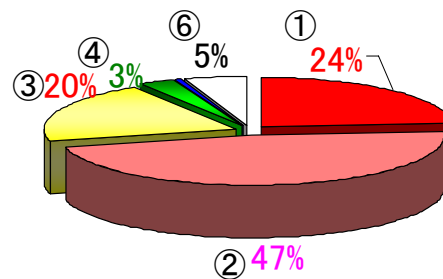
地域子ども教室に参加したことによって、あなたご自身の気持ちや暮らし方に何か変化はありましたか？

地域の子どもに対する意識や関心
が高くなった



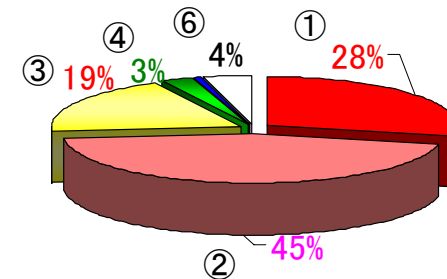
- ① とてもそう思う
- ② どちらかといえばそう思う
- ③ どちらとも言えない
- ④ あまりそう思わない
- ⑤ 全くそう思わない
- ⑥ 無回答

子どもの居場所づくりに関する取組
に対して関心が高くなった



- ① とてもそう思う
- ② どちらかといえばそう思う
- ③ どちらとも言えない
- ④ あまりそう思わない
- ⑤ 全くそう思わない
- ⑥ 無回答

地域の中に友人・知人が増えた

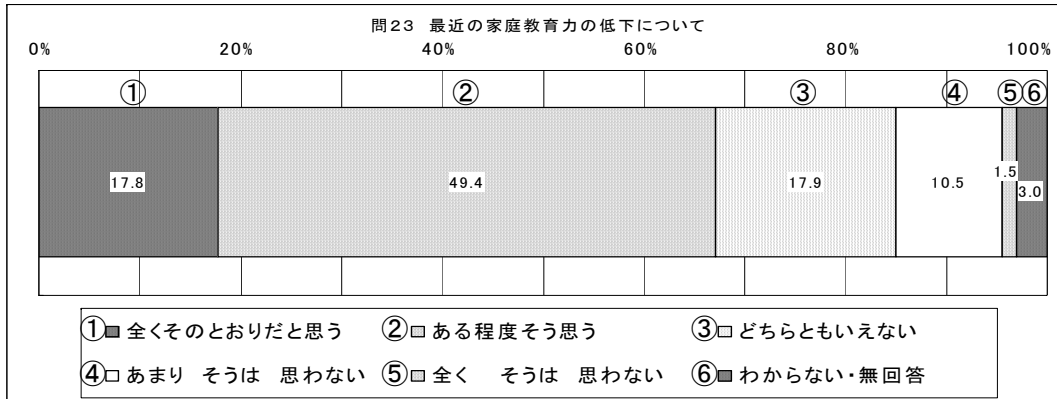


- ① とてもそう思う
- ② どちらかといえばそう思う
- ③ どちらとも言えない
- ④ あまりそう思わない
- ⑤ 全くそう思わない
- ⑥ 無回答

参加した大人自身も、活動をとおして自分自身の変化を感じている。

家庭の教育力に関する意識

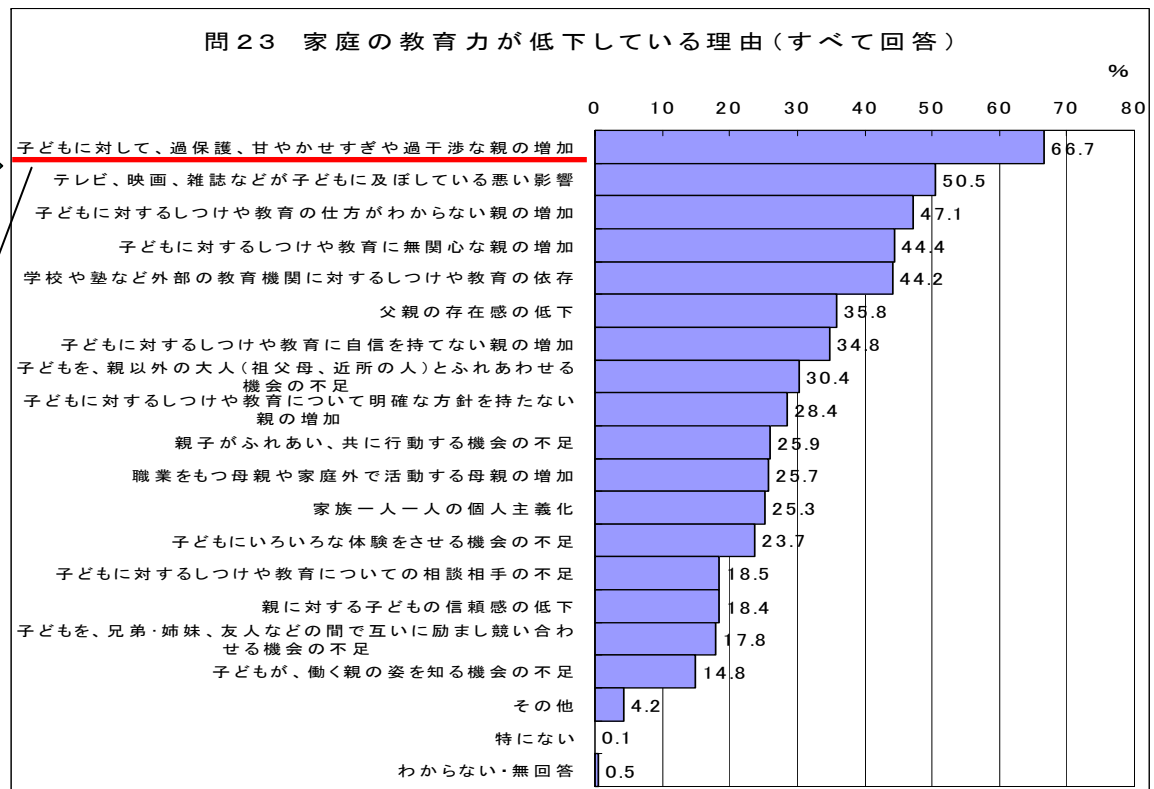
約7割の親が家庭の教育力が低下していると実感



資料:
 文部科学省委託研究
 「家庭の教育力再生に関する調査研究」(平成13年度)
 調査対象:子どもと同居する親のうち、25~54歳の男女3,859人

その理由

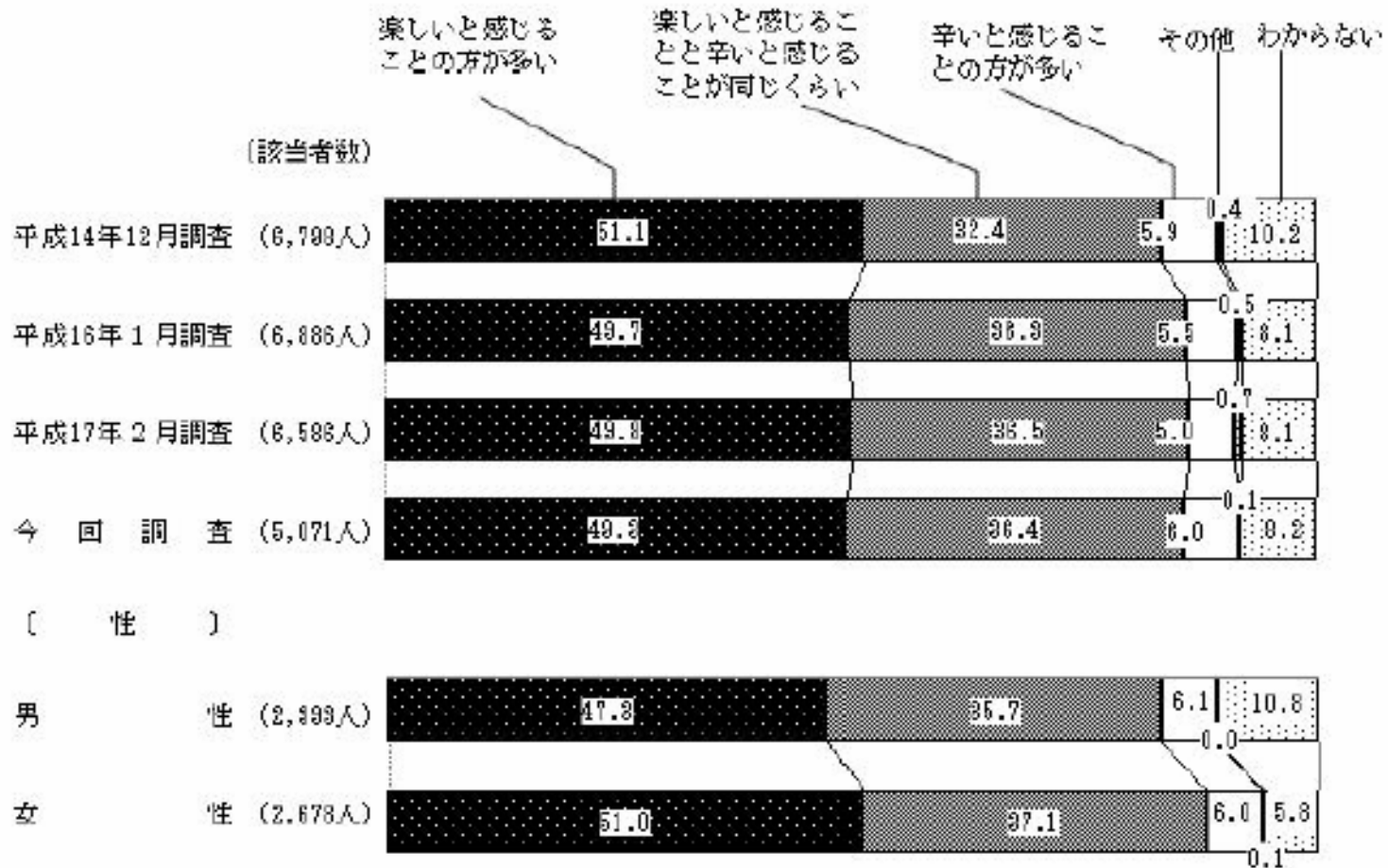
第1位は「子どもに対して、過保護、甘やかせすぎや過干渉な親の増加」



子育てに対する思い

「子育てを楽しいと感じるか、辛いと感じるか」

子育てを「楽しいと感じることが多い」人は約半数(49.3%)



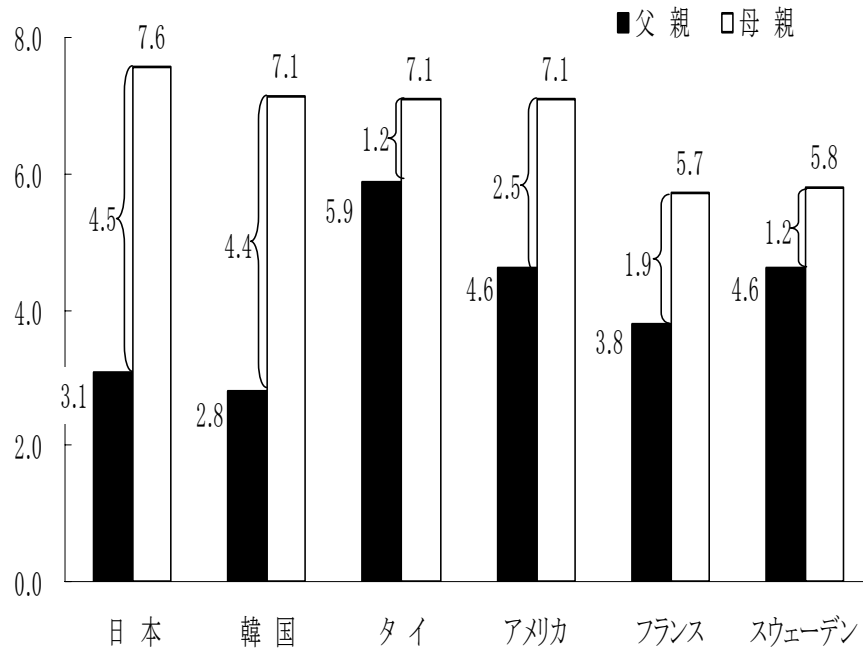
資料:平成17年度「社会意識に関する世論調査」(内閣府)

調査対象:全国20歳以上の男女10,000人

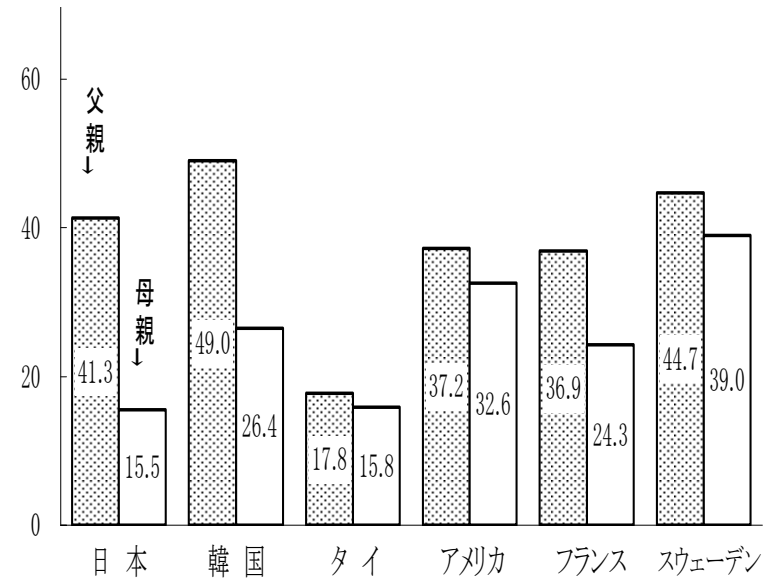
父親が子どもと接する時間

日本の父親は、1日平均3.1時間しか子どもと一緒に過ごしていない
 (父親と母親の接触時間の差が4時間台と大きい)

○父親が子どもと接する時間 (国際比較)



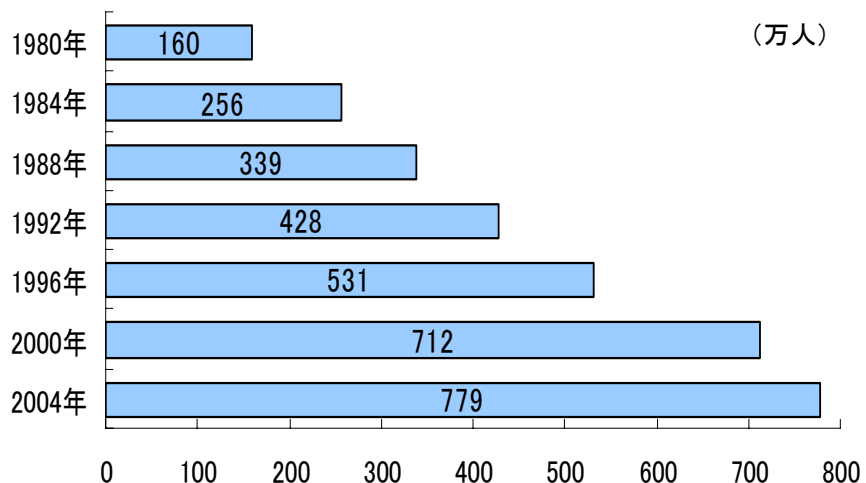
○「子どもと接する時間が短い」と考える父親の割合 (国際比較)



ボランティア活動の現状

- ボランティア人数は、年々増加傾向にある。社会教育施設におけるボランティア登録数は約59万人（うち公民館・図書館・博物館が40万人）あり、図書館では61%の施設に登録制度が設けられている。
- これまでに参加したボランティア活動のうち、教育に関する活動では、体育・スポーツ・文化に関する活動、青少年健全育成に関する活動、公共施設での活動、生涯学習の支援活動があげられる。

ボランティア人数の推移



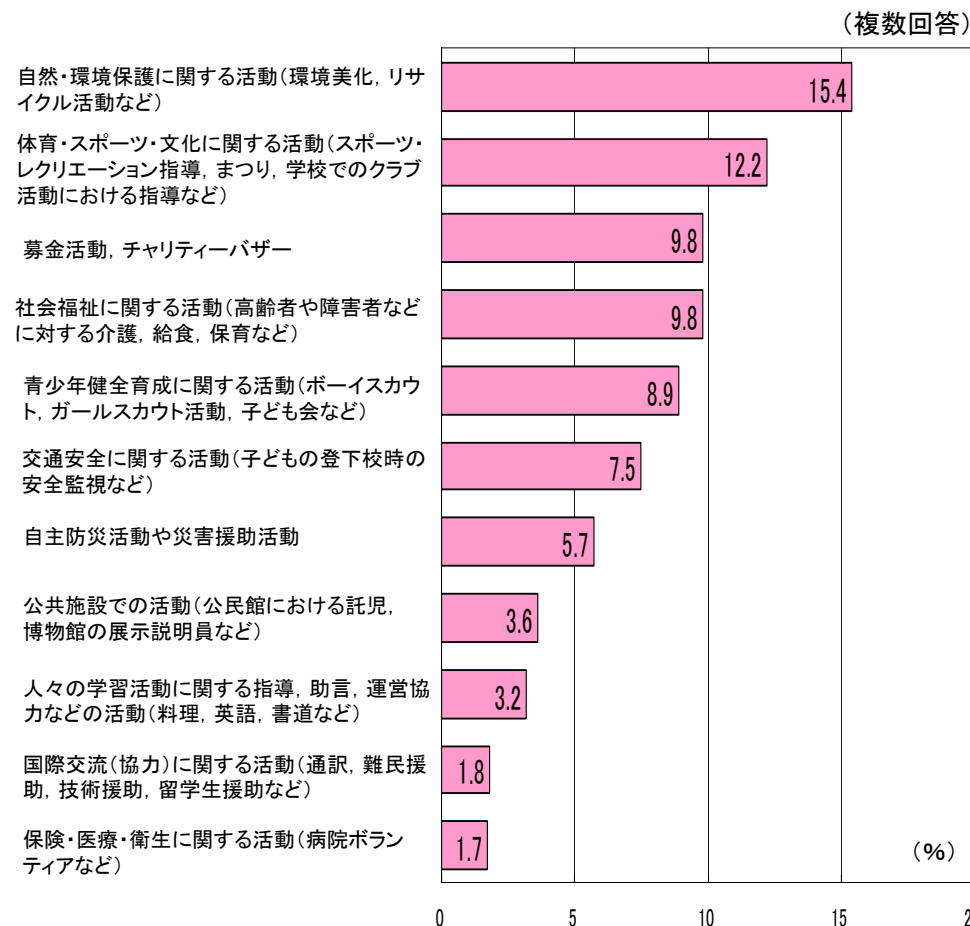
資料:「ボランティア活動年報2004」(全国社会福祉協議会)

社会教育施設におけるボランティア数

区分	ボランティア登録者数	ボランティア登録制度のある施設	
		施設数	割合
公民館	290千人	2,859	15.7%
図書館	71千人	1,808	60.7%
博物館	28千人	416	34.8%

資料:平成17年度「社会教育調査」(文部科学省)

どのようなボランティア活動に参加したか



資料:「生涯学習に関する世論調査(平成17年5月調査)」(内閣府)

ボランティア活動支援センターの現状

- 全国で約1,000のセンターが設置されており、55.3%のセンターにコーディネーターが配置されている。
- コーディネーターの専任・兼任の別では、「兼任」が60.2%と半数を超えている。
- 設置主体別では、兼任が「都道府県」で53.0%、「市（区）」で58.6%、「町村」で61.9%、「広域では100%となっており都道府県よりも市区町村で兼任の割合が高い。

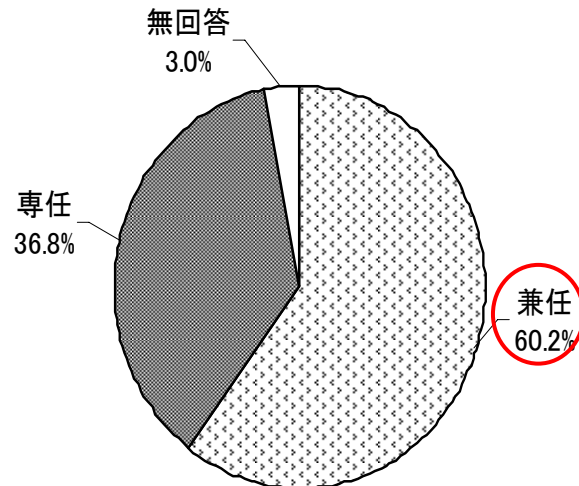
支援センターの現状

	センター数	コーディネーターの配置状況 ※	
		配置している	配置していない
都道府県立センター	72	49 (75.4%)	15 (23.1%)
市町村立センター	917	439 (53.7%)	375 (45.8%)
合計	989	488 (55.3%)	390 (44.2%)

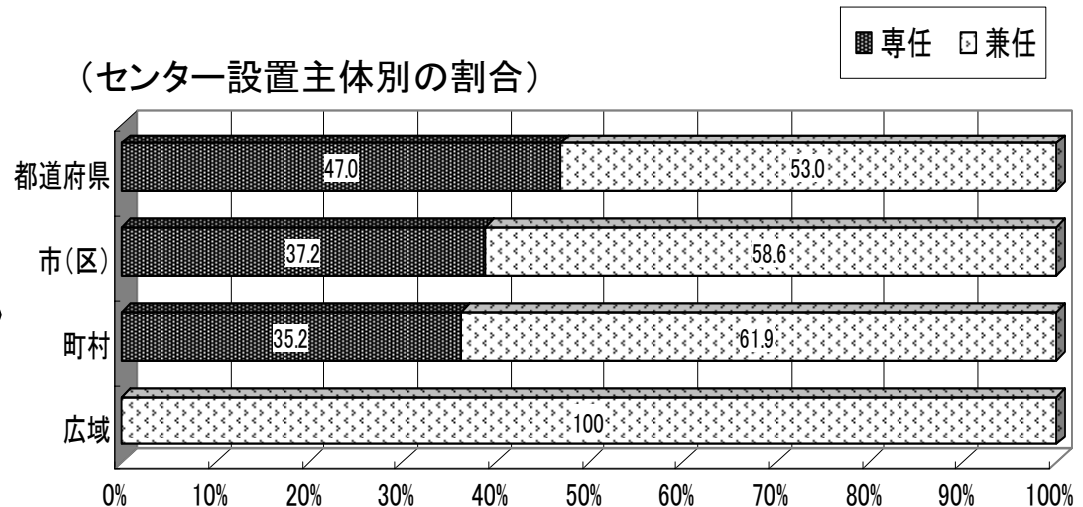
※コーディネーターの配置状況
(未回答)
○都道府県立:1 (1.5%)
○市区町村立:4 (0.5%)

資料:「体験活動ボランティア活動支援センター等の実態調査」(平成19年3月)
国立教育政策研究所 社会教育実践研究センター

ボランティア・コーディネーター 専任・兼任の状況



(センター設置主体別の割合)

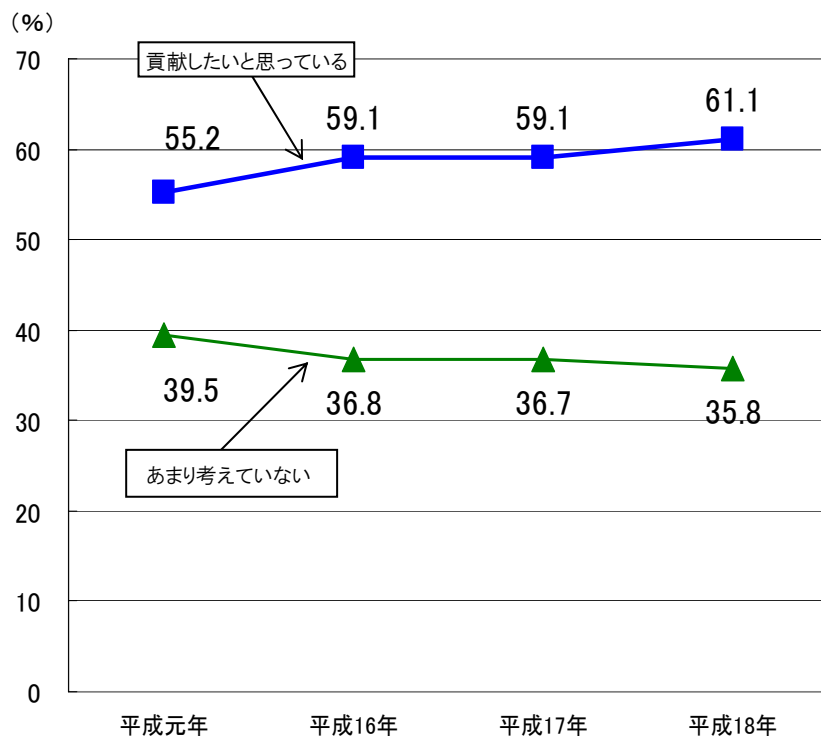


資料:国立教育政策研究所社会教育実践研究センター 社会教育指導者の育成・資質向上のための調査研究事業
「青少年の体験活動ボランティア活動のコーディネーター養成研修プログラムの開発報告書」(平成15年度)

ボランティア活動に関する意識について

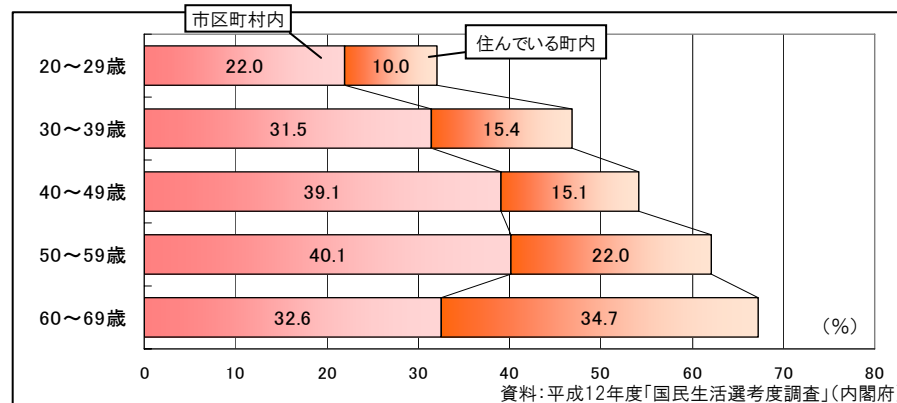
- 社会のために役に立ちたいと考えている人の割合は、緩やかに増加してきている。
- 活動にあたっては、自分が住んでいる身近な地域で活動を行いたいと考える人が多い。特に年齢が高くなるほどその傾向にある。
- 参加してみたいボランティア活動のうち、教育に関する活動では「体育・スポーツ・文化に関する活動」が最も多いが、子ども会など地域における青少年の健全育成や生涯学習活動の支援の希望も多い。

社会への貢献意識

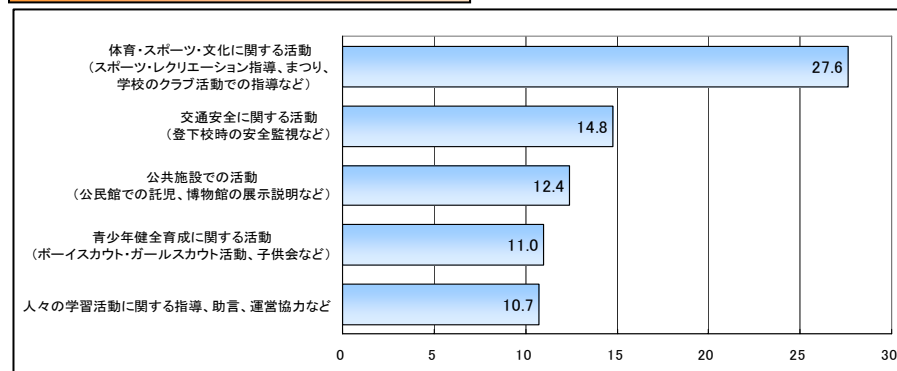


資料：平成18年「社会意識に関する世論調査」(内閣府)

活動する範囲の希望



活動を希望する分野



どこで活動
したいか

何をしたいか

高等学校のボランティア活動等に係る特色ある取組み例

<栃木県の例>

地域の国際交流協会と連携しながら、高校生がボランティアで外国人に日本語を教える「日本語講座」を実施し、その活動に対する単位認定を行っている。

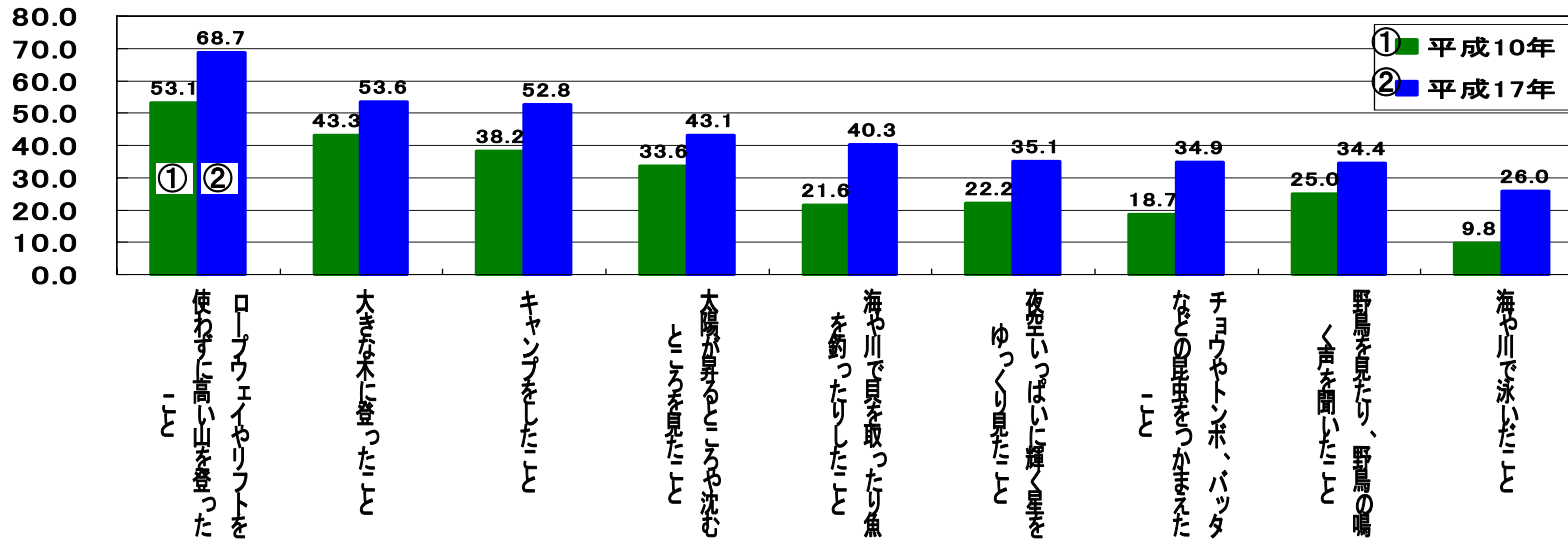
<東京都の例>

平成19年度より「奉仕」を都立高校で必修教科（1単位）とした。授業構成は、奉仕事前学習、奉仕体験活動、奉仕事後学習の3つから構成されている。自治体が全校で取り組むのは全国初となる。

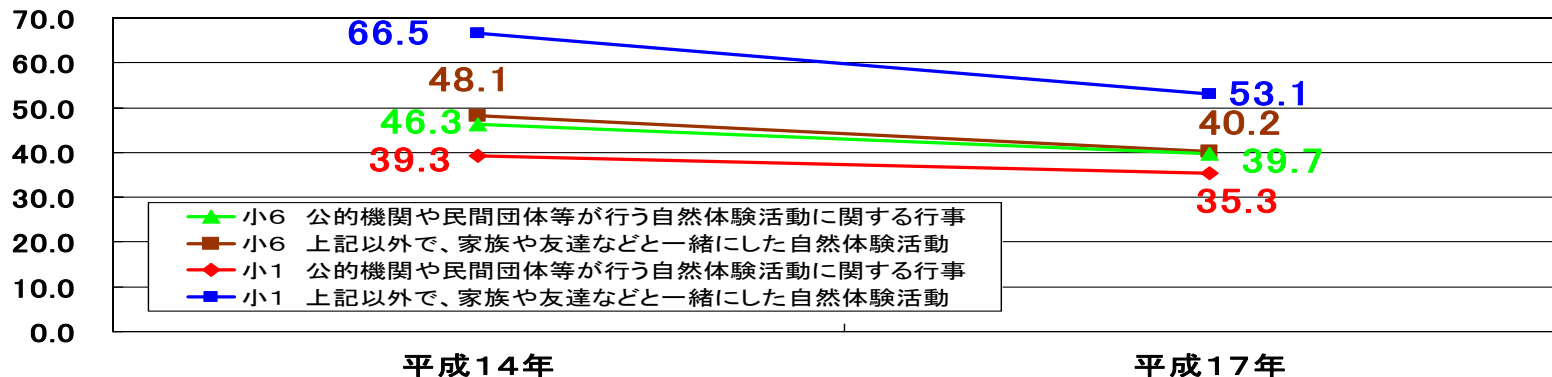
青少年の自然体験への取組状況

自然体験を経験したことのある青少年の割合が減少している。

○次の自然体験について「ほとんどしたことがない」割合

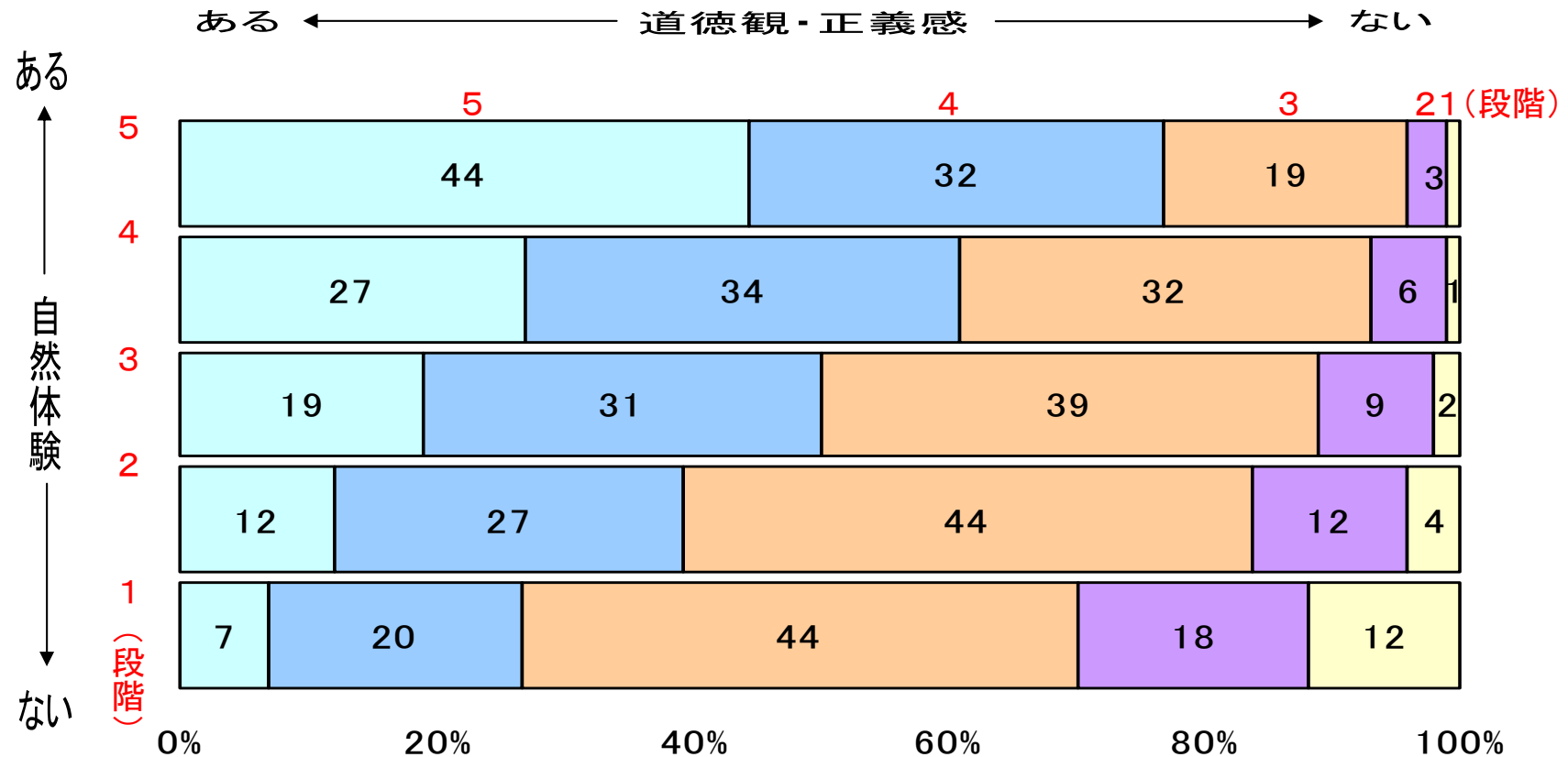


○夏休みにおける自然体験活動への参加割合



自然体験へと道德観・正義感の関係

自然体験の多い青少年の中には、道德観・正義感のある青少年が多い。



※「自然体験」と「道德観・正義感」に関する質問への回答を得点化し、各々の子どもの得点を5段階に区分した上で、両得点をクロス集計した。

社会教育の権限委譲に関する特区要望

これまで、3次の構造改革特別区域の募集において、社会教育に関する権限の移譲等について要望があった。

<過去の特区の提案例>

第9次提案 (平成18年6月)	多治見市	普通地方公共団体の委員会又は委員の権限に属する事務の一部を、協議により、長に委任できる特区
第10次提案 (平成18年10月)	多治見市	教育委員会の社会教育に関する権限を、市長へ移譲する特区
〃	善通寺市	公民館事務に関する権限の移譲
〃	草加市	生涯学習行政における教育委員会と首長の権限分担の弾力化
〃	遠野市	公の施設の一元的な設置・管理の容認
〃	千代田区	社会教育、文化財保護に関する権限の区長への移管
第11次提案 (平成19年6月)	多治見市	現行制度上、教育委員会が持つ社会教育に関する権限を、自治体の判断により市長に移譲することを可能とする特区
〃	鈴鹿市	社会教育分野等に関する教育委員会の職務権限の市長への移譲
〃	千代田区	社会教育・文化財保護に関する権限の区長への移管

<「構造改革特区の第9次提案等に対する政府の対応方針」(平成18年9月15日構造改革特別区域推進本部決定)>

現行制度上、社会教育に関する事務については、教育委員会が担当しているところ、地方公共団体の判断により首長が担当できるよう、政治的中立性の担保等に留意しつつその条件や範囲を含め具体的内容を検討する。